

# 令和6年第2回野辺地町議会

## 定例会会議録

招集年月日 令和6年6月5日(水)

招集場所 野辺地町議会会議場

開会(開議) 令和6年6月6日(木)午前9時30分

出席議員(12名)

1番	横浜	睦成	2番	高沢	陽子
3番	木戸	忠勝	4番	村中	玲子
5番	五十嵐	勝弘	6番	戸澤	栄
7番	古林	輝信	8番	中谷	謙一
9番	野坂	充	10番	大湊	敏行
11番	赤垣	義憲	12番	岡山	義廣

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野村	秀雄						
副町	長	江刺家	和夫						
教	育	長	小野	淳美					
総	務	課	長	山田	勇一				
企	画	財	政	課	長	根	一彦		
防	災	管	財	課	長	西	館	峰夫	
産	業	振	興	課	長	上	野	義孝	
町	民	課	長	富	吉	卓弥			
介	護	・	福	祉	課	長	飯	田	貴子
健	康	づ	く	り	課	長	木	明	修

建設水道課長	五十嵐	洋介
会計管理者	高山	幸人
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	飯田	満
学校教育課指導室長	向中野	純子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	玉山	順一
代表監査委員	駒井	広
総務課主幹	四戸	俊彰
総務課総括主査	木村	卓磨

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中	利実
議会事務局主幹	濱中	太一

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

- 1、村 中 玲 子 議員
- 2、木 戸 忠 勝 議員
- 3、中 谷 謙 一 議員
- 4、赤 垣 義 憲 議員
- 5、高 沢 陽 子 議員
- 6、五十嵐 勝 弘 議員
- 7、大 湊 敏 行 議員



---

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎一般質問

○議長（岡山義廣君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告者は7名です。登壇の順序は、別紙のとおり決定しています。

それでは、一般質問を行います。

4番、村中玲子君の登壇を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） おはようございます。4番、村中玲子です。通告に従い、質問させていただきます。質問事項は4つです。

初めに、外国人材の受入れについて質問いたします。国内全体で労働人口の減少により、医療福祉、介護、農漁業、建設現場など、様々な業種において、労働力不足が喫緊の課題となっております。当町でも、特に介護施設などで従事する方は、人材不足で苦勞しておられるのではないのでしょうか。このような中、人材不足を解消するため、外国人材を積極的に登用していくことが必要だと考えています。

青森労働局が発表した県内の2023年の外国人雇用状況によりますと、外国人労働者数は過去最多の5,584人で、前年からの増加率は28.7%と全国1位でありました。このことについて、労働局は県内での人手不足が深刻化しているほか、外国人雇用への理解が広まっていることが背景にあると見えています。当町におきましても、現在外国人技能実習生が貴重な人材としてまさに活躍され、地域の行事にも積極的に参加されています。外国人材の受入れは、事業者の人員不足解消のほか、居住環境の整備による空き家対策、産業における消費額の増加など、町の活性化につながるものと考えております。

そこで、当町における外国人材の実情と外国人材の受入れに対する取組を町としてどのように進めていかれるのか、見解を伺います。

2つ目に、学校での多様な子供の対応について質問いたします。音や光、においに敏感、気を遣い過ぎて疲れやすいなど、人一倍繊細な特性を持つ子は、ハイリー・センシティブ・チャイルド、HSCと呼ばれ、5人に1人が該当するとされています。HSCとは、アメリカの心理学者、エレイン・アーロン氏が提唱して、日本では2015年に最初の邦訳が出ました。HSCに詳しい真生会富山病心療内科部長の明橋大二氏によると、HSCを知ることは、特に子供と関わる教師や支援者に

とって、発達障害と同じくらい重要な意味を持っていると言われていました。また、人の気持ちが分かり過ぎるくらい分かる。そのため、学校でもほかの子供がづらい思いをしているのを自分のことのように感じて心を痛めたりするという現場での状況を説明されています。

H S C 自体は、障害や病名ではなく、あくまでも心理的概念であり、医療関係者における認知度は低い実情があります。しかしながら、学校現場の中でそうした子供がいないか実態を把握し、充実した学校生活を送れるよう、必要な理解と支援を検討することが必要と考えますが、町の見解を伺います。

3 番目に、学校特別教室のエアコン設置について質問いたします。当町の小中学校のエアコン設置状況は、中学校には全教室エアコンが完備されておりますが、小学校では理科室や図書室、音楽室などの特別教室にはエアコン設置はされておられません。使用日数にかかわらず、各教科や課外活動を十分に行え、児童の可能性を伸ばせるよう、エアコン設置は必要と考えますが、町の見解を伺います。

最後に、スマホ教室の開催について質問いたします。スマート自治体への転換を推進していく中で、住民の中にはスマートフォンなどを使いこなせていない方、例えば町からの情報発信として使われているQRコードの読み取り方法、ほかにもメールやSNSの使い方が分からない方もいると思いますが、全国各地では高齢者を対象としたスマホ教室が好評です。本年から、町ではデジタル政策担当が配置されましたが、町の効率的な情報提供を実現させるため、デジタルに不慣れな方を支援する取組が必要と考えますが、町の見解を伺います。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 皆さん、おはようございます。村中議員のご質問にお答えします。

初めに、外国人材の受入れについてであります。まず当町における外国人労働者の現状についてご説明申し上げます。令和5年12月末時点での外国人労働者は、総数213名となっております。国籍別の内訳としましては、ベトナム人142名、インドネシア人29名、中国人14名、その他国籍が28名で、ほとんどの方が技能実習生であります。

議員ご指摘のとおり、日本国内では労働人口の減少により、様々な業種において労働力不足が課題となっております。外国人労働者の受入れは、人材不足解消はもちろんのこと、事業の継続や産業の拡大等にも効果が期待できると考えられております。

特に介護施設では、人材不足で入居者数を減らして対応するなど、苦勞されていると伺っております。介護施設で働く外国人労働者は、介護学習研修を受け、日本語能力検定で一定レベル以上の方が就労できると伺っております。介護職を含む各種の外国人労働者は、現在技能実習という在留資格が与えられ、在留期間は1年以内の1号から始まり、試験に合格すれば合計で最長5年以内の

3号まであります。この技能実習生は、国の認可を受けた監理団体や企業が受け入れ、就労だけでなく、住居の確保を含むサポートについても監理団体や受入れ企業が行うこととなっております。しかし、言葉や習慣、文化等の違いからコミュニケーション不足となり、中には劣悪な労働環境や賃金の不払い等が問題となって、早期離職や失踪等の事案も発生しております。

国では、こうした状況を踏まえ、今年3月、現行の技能実習制度に代わる新たな外国人雇用制度として、育成就労制度を創設することを閣議決定し、現在新しい制度の内容が検討されております。町としては、監理団体や受入れ企業からの相談があった際に、支援ができることがあれば対応していくとともに、地域住民やボランティア団体等の理解の下で、新たな制度が適正かつ効果的に運用されることを期待しているところであります。

次の2点目のご質問の学校での多様な子供の対応についてであります。後ほど教育長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

続いて、3点目の学校特別教室のエアコン設置についてお答えします。初めに、小学校へのエアコン設置の設置状況についてご説明いたします。令和2年度から3年度にかけて、夏場の熱中症対策と新型コロナウイルス感染症対策として、国の地方創生臨時交付金を活用し、野辺地小学校と若葉小学校に合わせて約50台設置しております。議員ご指摘のとおり、使用頻度が高い普通教室への設置が主であり、特別教室については両小学校とも限定的な設置にとどまっている状況であります。

町といたしましても、全ての特別教室にエアコンを設置したいところではあります。財源の問題と、現在統合小学校新築事業に着手していることから、特別教室を使用する際には窓を開けたり、カーテンを閉めたり、扇風機を活用するなど、学校現場での工夫をお願いしているところであります。

いずれにいたしましても、子供たちの安全を確保し、健康被害を防ぐため、いま一度適切な対応について教職員の共通理解を図り、熱中症対策と学習環境の改善に向け、取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、4点目のスマホ教室の開催についてお答えします。情報通信技術の目覚ましい発展により、社会のデジタル化が急速に進み、スマートフォンなどの普及とともに、いつでもどこでも必要な情報を簡単に入手できるようになりました。

このような中において、情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に格差が生じる、いわゆるデジタルデバイドの解消が課題となっております。特にご高齢の方などにスマホの操作が難しい、用語が分からないなどといったデジタルそのものに苦手意識をお持ちの方もおられるものと思います。町では、今後DX化の取組として、オンライン申請の導入なども考えているところで、高齢者も含め、より多くの町民の皆様にご利用いただくことで、その効果が表れるものと考えております。そのためにも、町民の皆様のデジタルに対する不安を解消していただくことも必

要であります。

現在総務省では、デジタル格差を解消するためのデジタル活用支援推進事業を実施しており、国内の携帯電話会社などが事業の実施団体として採択され、各店舗等でスマホ教室の講座を開催しております。当町では、唯一店舗のあるNTTドコモショップにおいて、初級者から上級者向けまでのレベルに合わせたスマホ教室を開催しており、一部有料の講座もありますが、原則無料で受講することができます。また、他社の回線を契約している場合でも受講可能とのことでもあります。まずは、こうした取組を積極的にご利用いただくことを望むものであり、町としましてもこの取組の広報に努めてまいりたいと考えております。

なお、町でオンライン申請などを導入した際には、その操作方法などについて町民の皆様に分かりやすい形での周知を図ってまいります。

私からは以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 次に教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 2点目のご質問であります学校での多様な子供の対応について、私のほうからお答えいたします。

議員ご指摘のように、音や光、においに敏感、気を遣い過ぎて疲れやすいなど、人一倍繊細な特性を持つハイリー・センシティブ・チャイルド、HSCの傾向が疑われるお子さんがいることは、学校現場でも知られるようになってきました。感覚過敏という特性により、音、臭い、まぶしい光、人に触れられるのを嫌がるなど、日常生活の何気ないことに敏感に反応してしまう特性を持つ子供がおり、中には複数の感覚過敏を併せ持つ人もいます。発達障害の特性によっては、聴覚過敏を持ちやすいことも知られております。

学校現場では、子供たちを観察する中で、例えば聴覚過敏の場合、ざわつく場所が苦手、特定の人の話し声の音の高さやスピードが苦手、運動会のピストルの音や何気ない音に対して耳を塞ぐ等の反応が見られることがあり、保護者の方から生育歴をお聞きすると、幼い頃から感覚過敏の兆候が見られていたと分かり、その後の支援につなげることもあります。対策としては、耳からの情報を得ることが苦手であれば、目からの情報を増やしたり、見通しを示すことでストレスを和らげ、安心して過ごせるように配慮したりするなど、試行錯誤をしながら、その子に合わせた合理的配慮をしていくこととなります。

不登校傾向のお子さんの中にも、例えば本人が苦手とする場面や症状を観察したり、聞き取ったりすることを積み重ねていくと、教科書の紙が反射するように見えるため、疲れやすかったと分かり、光の刺激を軽減するような眼鏡を着用することで、学習する際の苦痛が軽減されることもあります。

現在町内の小中学校では、聴覚過敏を和らげるための耳栓やイヤーマフなどの耳当てを利用した

り、まぶしさを和らげる眼鏡を利用するほど強い症状のあるお子さんはいないようですが、大きな音に敏感であるとか、体を触れられることを嫌がる傾向のあるお子さんは、どの学校にもいるという認識であります。それらの特性がある可能性があるお子さんには、その点に配慮した関わり方や声かけをしてあげることで症状が強くないように、職員間でも情報共有をするなどの取組が一般的には行われております。

教育委員会としても、定期的に学校と情報交換をしておりますが、H S Cが疑われるお子さんは、このことが原因でほかにも困難を抱えているケースもあり、気になるお子さんとして情報を共有し、各学校でも特に気にかけて見守っていただいていると感じております。

どのような特性、障がい、病気を持ったお子さんであっても、可能な範囲で保護者や関連機関とも連携しながら、今後も取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君の再質問を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 外国人受入れについての再質問をします。

先日外国人を受け入れている企業の方のお話を聞きまして、外国人の方がいないと、今働いている方々が高齢者になってきて、休みたいときは休ませたいということで、やっぱり外国人の方に来てもらうことが本当に貴重だと言っておりました。

そのお話の中で、特定技能2号であれば家族を連れてくることができるというのを聞きまして、その企業の担当の方は、家族の方が住めるところを町で何件か紹介してくれれば助かると。今会社で借りているところは、単身の方が入るところなので、家族の方まで入れないということで、町でそういううちを、その方も野辺地のことが分からないので、紹介してくれたらいいなというふうに言っていましたけれども、その点については町のほうで支援のほうはできるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 課長、どうぞ。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

村中議員のご質問で、特定技能2号であれば、確かにご家族と一緒に暮らすことができます。ただ、暮らすにしても条件がございまして、1つは婚姻関係をしっかり証明できるものであること、そして呼び寄せる側に扶養できる経済力があること、そして子供の養育の計画が明確であること、この3つの条件を満たした方が特定技能2号であれば、ご家族を呼んで日本で一緒に生活できるというふうになっております。

先ほどおっしゃいました住居の確保に関してでございますが、野辺地町空き家等バンクがございまして、平成27年度から6年度現在まで、登録物件登録は5件、そのうち成約数が3件、登録取消

しが1件、現在登録されている空き家は1件という現状でございます。しかしながら、この登録している家屋も古過ぎて、とても人が住むには大変な物件でございます、今のところ町のほうで紹介できる物件はございません。ただ、町でできるとすれば、不動産会社等の紹介をするぐらいしかできないと思います。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。

このことと申しますか、お話を聞いた中で感じるのは、例えば外国人の方とか企業の方が相談できる相談窓口のようなものが役場にあればいいなと思うのですが、そういう相談窓口を設置するというお考えはありますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） この技能実習制度というのは、町長の答弁にありましたけれども、その中で本来の目的というのは、国際貢献と人材の育成でありました。ただ、実態として、今労働力の確保の観点で、実習生の方々、安い賃金で働いているという、そういう現状があるために、国のほうで制度自体の改正を今検討しているところでございます。その制度の改正に合わせて、自治体として何ができるのか、どういう相談に乗っていいのかというのをこれからうちとしても検討していく中で、窓口の設置についても検討していきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。

それでは、次の学校での多様な子供の対応についての再質問ですけれども、H S Cというのは周囲から理解されず、不登校の原因になる可能性もありますし、保護者の方も自分の育て方に不安を覚える方も多いのではないかと思います。

このH S Cのことをぜひ皆さんに知っていただきたいと考えておりますけれども、教育者の方や保護者の方がH S Cについて理解を深めるとともに、情報の共有をすることが重要ではないかと思えます。そのためには、教職員や保護者の方に対し、専門家による講演会や研修を行う必要があると考えますけれども、ご見解をお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課指導室長。

○学校教育課指導室長（向中野純子君） ただいまの質問にお答えいたします。

H S C、ハイリー・センシティブ・チャイルド、感覚過敏のお子さんですけれども、数多く存在する特性の一つでありまして、H S Cについての知識は確かに必要ではありますが、症状を併せ持つ方もいることから、発達障害や特性などについて広く知識が学校現場では必要とされます。

5月に実施された上北管内の相談員の研修会のテーマは、まさにH S Cでした。内容については、

その後スクールカウンセラーや町の生徒指導会議などでも共有し、日頃の相談活動に反映していく予定です。

野辺地町でも、年3回特別支援に関わる教員研修会が開催されております。主催者はそれぞれ違いますけれども、今年度分についてはテーマは既に決まっているものの、HSCなどの特性を知らずに適切な関わりはできないので、具体的な事例や対応を交えながら、特性のある子供たちへの関わりについて学ぶ機会を大切にしていきます。

近年特別支援学級の担任だけではなく、全ての教員が特別支援教育についての知識を高めていく必要があります、研修の機会は確実に増えています。ただし、実際に関わる経験を積み重ねていく中で学ぶことも多く、知識だけではなく、やはり経験が必要だと思います。今後も特別支援に関わる教員研修を大切にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それと、学校では様々な課題を抱えた児童生徒に対して、どう寄り添っていくのか伺いたいと思います。具体的な取組として、自分では難しい本など読むことはできても、文字を書くことができない、書いたとしても相手が読めない字を書いてしまうけれども、タブレットやパソコンでの打ち込みはできるという、知的障害ではない児童生徒に対してのことですけれども、今学校で1人1台支給されているタブレットを、例えばうちに持ち帰って宿題ができたり、テストの答案もタブレットを使って回答することはできないか、そういう障害を持った子供に合わせた対応はできないか伺います。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） タブレットの家の持ち帰りということですが、コロナ禍において、学年や学級閉鎖のときには、課題学習とか音読の録音等で家に持ち帰ったことがあると聞いております。また、今のようなニーズがあるお子さんのお話も伺っております。不登校の児童生徒に対しても、以前は相談室に通う中学生が課題を与えたものを持ち帰って、それでタブレットで行うと。それから、小学校では現在英語の授業をライブ配信されているという児童がいると聞いております。

今後もタブレットの持ち帰りについては、それぞれ各学校での条件もありますし、また個々の生徒のニーズ、どこが必要なのかという部分、今お一人のこの事例をお話しされましたけれども、各個々のニーズに沿った形での持ち帰りというものを、これは教育委員会がというよりは各学校でまた条件が異なりますので、学校長の判断の下、また保護者と協議した上で取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 本当にその子供も、書けなくていらいらして過ぎて、親御さんもとても悩んでいらっしゃいますので、このことについては学校のほうでタブレット対応できるような体制になっていければいいなと思っております。

次に、エアコン設置のことですけれども、まず財政面の関係とかでエアコン設置できないということだったのですけれども、この質問をしたのは、先日野辺地小学校に通っている児童なのですけれども、図書室で折り紙クラブとかもやるのですって。すごく暑い中で去年やったというふうに聞いていました。あと、図書委員会も図書室でやると思うし、そういうのも配慮して、また別な教室でやるとかしていただけたらなと思っております。

音楽とか、普通教室では苦手だけれども、特別教室でやる授業が大好きな子供もいると思いますので、統合小学校できるまであと5年ぐらいもありますし、やはりエアコン設置のことは、これからも考えてもらいたいなと強く要望いたします。

次に、スマホ教室の開催についてですけれども、スマートフォンは今や生活必需品となりつつありますし、誰一人取り残さないデジタル化を目指して、例えば公民館などで自治会単位でスマホ講習会をやるとか、なるべく高齢者の方が歩いて気軽に参加できる場所での開催を検討していただきたいなと思います。ドコモのお店ですと、遠い人は遠いですし、歩いては行けないので、小刻みに公民館などでスマホ教室を開催していけたらなと思ひまして、つい先日ドコモショップに行って担当の方に聞いてみたのです。公民館などで出張してできますかと聞きましたら、できますよと、前向きに考えたいと言っていましたので、行政のほうでもそういうふうに働きかけていただきたいなと思いますけれども、ご見解をよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えいたします。

議員からご提案いただきました。その上で、また先ほど町長が答弁いたしましたけれども、国のデジタル活用支援推進事業の取組として、議員おっしゃるとおり、野辺地町内のドコモショップにおいてスマートフォン教室開催しております。基本無料で開催しておりますが、町といたしましては第一に既に実施されているそういう取組をご利用いただくことをお願いいたしますとともに、町の広報等を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

今村中議員から提案ありましたことについては、町といたしましてもドコモショップさんとも話をしながら、必要と認められるようであれば、検討してまいりたいと考えております。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。終わります。

○議長（岡山義廣君） これで4番、村中玲子君の一般質問を終わります。

3番、木戸忠勝君の登壇を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 3番、木戸忠勝です。私の一般質問は4点あります。1点目として、青森人の祭典について、2点目としてカスタマーハラスメントについて、3点目として野辺地川漁協の湛水養殖について、4点目として福祉安心電話についてです。

1点目の青森人の祭典について。東京青森県人会が主催するイベントであり、青森県の食や文化、観光などの魅力を首都圏に紹介し、それぞれの出展ブースで県産の農水産物や加工品のPRに絶好の機会であると捉えております。町は、参加に当たってどのような取組を行うのか、町長の考えを伺います。

2点目として、カスタマーハラスメントについて。自治体職員がカスタマーハラスメント、カスハラ被害に遭う事例が増えているようです。特に窓口業務において、この問題は深刻化しているようです。民間企業では、安全配慮義務に基づき、従業員をカスハラから守る対策を取っているようですが、当町では特に若手職員をカスハラから守るためにどのような対策を取っているか伺います。

3点目の野辺地川漁協の淡水養殖について。県内初の淡水養殖の大型ニジマス、紅サーモンの試験養殖に取り組んでおり、当町を代表する特産品である葉つきこかぶ、活ホタテに並ぶ特産品になると期待され、町をPRする観光素材になることを願っておりますが、物価高騰の影響により、餌代などの管理費が膨大とのこと。町の未来につながる取組だと思っておりますが、川漁協に対する補助を検討できないのか伺います。

4点目の福祉安心電話について。独り暮らしの高齢世帯が増加している中で、住み慣れた地域で生活していく上で、緊急時の安全と不安を解消するため、社会福祉協議会で行う福祉安全電話サービスの充実を図るべきと考えております。また、個人で民間警備会社との契約を行い、同様のサービスを受ける方法もあるそうですが、高額であり、導入のための支援が必要と思っております。このことについて、町長のお考えを伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 木戸議員のご質問にお答えします。

初めに、青森人の祭典についてのご質問ですが、東京青森県人会が主催し、青森県の特産品の販売、観光、文化のPRを目的に、昭和54年頃、会員の交流を目的に納涼懇親会として開催したのが始まりで、後に青森人の祭典と名称を改めて、実に45年の長きにわたり開催されているイベントであります。

令和5年度の参加団体は46団体で、2日間で11万人の来場者があったと伺っております。今年度も東京都の上野恩賜公園噴水広場において、11月9日、10日の両日に行われる予定となっております。当町もこの祭典に参加する計画であります。

参加に当たりましては、野辺地町観光協会を事務局としたのへじ特産品販売促進事業実行委員会を設置し、野辺地町の特産品のみならず、観光や文化面でのPR活動に努めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、このイベントは首都圏の皆様へ野辺地町の魅力を発信できる数少ない機会であることから、販売、PR活動には十分検討を重ね、取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

続いて、2点目のカスタマーハラスメントについてお答えします。このカスタマーハラスメントに関しては、近年深刻な社会的な問題として取り上げられ、民間企業のみならず、自治体においても対策の強化が求められております。当町においても、原因は様々ですが、職員が窓口や電話で必要以上の長時間にわたり、苦情、暴言などを言われたり、業務の範囲を超えた要求をされたりといった事案の報告も上がっております。

そういったケースでは、職員は冷静な対応と丁寧な説明を心がけるとともに、担当者任せにするのではなく、上司などもフォローしながら対処するようにはしておりますが、度を超えた言動や要求等については、やはり職員における精神的なストレスは相当なものがあり、また通常の業務にも支障を及ぼすものであります。

町では、毎年広報5月号の紙面に職員名簿を載せておりますが、今年から顔写真の掲載を取りやめました。これは、インターネットやSNSを利用した人権侵害、名誉棄損による犯罪の未然防止、特定の職員への攻撃などといったカスタマーハラスメントによる被害から職員を守るための対策として行ったものであります。

政府において、今後カスタマーハラスメント対策の強化に向けた検討を進めることとしておりますので、その内容を踏まえた上で、町としても対応マニュアルの作成や相談体制の整備などを検討していかなければならないと考えております。また、クレーム等があった場合の職員の対応スキルの向上についても、研修機会の提供などを通じて、引き続き努めてまいります。

いずれにいたしましても、町に対するクレーム等には丁寧に対応すべきものでありますが、その要求が社会通念上不相当なものであり、職員の就労環境が害されるものと判断される場合は、毅然とした態度で対応することも必要であると考えております。

続いて、3点目の野辺地川漁協の淡水養殖についてお答えします。野辺地川漁業協同組合が養殖しています青い森紅サーモンにつきましては、青森県産業技術センター内水面研究所がこれまでの養魚場とは異なる環境での養殖実証実験の一環として、野辺地川漁協の協力を得て行っているものであります。

令和4年10月から200グラムの試験魚を150尾収容し、今年の秋頃には出荷基準となる2キログラム以上となる見込みであります。2キログラムを超えるまで飼育試験を実施し、試験終了後には5

尾を成分分析用サンプルとして研究所で使用し、残りについては組合の意向に任せることとしております。

試験期間の餌につきましては、研究所が全て支給しており、今のところは餌代の経費は発生しておりません。

青い森紅サーモンは、青森県産業技術センター内水面研究所から提供された青い森紅サーモン生産マニュアルを基に、育成マニュアルと青い森紅サーモン品質基準のとおりを実施し、生育し、基準を満たして初めて出荷できると伺っております。川組合として、将来的なビジネスプランへの発展を見据えた上で養殖事業を継続していくとなった場合は、青い森紅サーモンの生産地として、町としても可能な支援を検討していきたいと考えております。

続いて、4点目の福祉安心電話についてお答えします。福祉安心電話は、青森県社会福祉協議会が実施主体となり、各市町村の社会福祉協議会が窓口等を担っております。専用の電話機や携帯用の無線発信機を6万6,000円で購入していただき、福祉安心電話中央センターの運用経費として毎月1,000円をご負担していただくもので、緊急時に携帯用ボタンを押すことで中央センターに通報され、登録している近所の支援者に連絡が行くものであります。

この設置、運用経費の負担に加え、携帯用ボタンが電波の関係で電話機を設置している家の中に限られること、さらに近所の支援者が最低3名必要ですが、その引受手がないことなどから、設置を希望する高齢者は少なく、当町では現在7名、県内では1,600台程度となっております。

また、昨今多くの高齢者は、緊急時の対応も含めて携帯電話を所持しているほか、公的支援や民間サービスによる様々な見守りサービスがあり、例えば監視カメラやセンサーで把握するもの、電化製品の使用の有無で確認するもの、電話や訪問等により確認するもの、介護サービスの利用時に確認するもの等、多様な形態があるとともに、種類によって経費に幅があるため、その導入に係る支援も一律で対応できるものではないと考えており、一人一人に応じた対策が必要になると思います。

一方、当町の令和6年4月時点での高齢者の独居世帯は1,170世帯で、町全体の18.6%であり、高齢者のみの世帯は1,833世帯で、同じく29.2%となっており、毎年増加している状況であります。議員ご指摘のとおり、この方々の安否確認の問題は、地域で安心して暮らす上での心配事の一つとなっているところでです。

現在町では、見守りサポーターや民生委員の戸別訪問による安否確認、民間の宅配弁当業者と連携した見守り配食サービスなどを展開しているほか、介護保険事業所や各種連携機関も巻き込んだ独居の高齢者や高齢者のみの世帯の台帳の整備に力を入れております。これは、緊急連絡先を把握し、万が一の際に町と社会福祉協議会で迅速に対応できるよう情報を更新していくものであります。これまでも近所の住民から、郵便受けに新聞がたまっている等の情報を受け、台帳を確認して親族

に連絡しつつ、消防署や警察署等の連携機関と連絡を取り、ご本人の安否を確認してまいりました。

町としましても、地域社会の中で在宅の高齢者の皆様と離れた親族の方々が不安を解消し、安全を確保できるよう、体制を構築してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の再質問を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ご答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

1点目の青森人の祭典ですが、私は昨年9月議会でも青森人の祭典について一般質問させていただきましたが、そのときに来年度は参加する方向で検討してはどうかとの質問に答えてくれたので今年度の参加だと思っております。ありがとうございます。

それで、出展ブースのほうで加工品とか野辺地の特産物、葉つきこかぶとかホタテ、購入した方に袋に入れてやっているのだけれども、ただ袋に入れるだけでなく、11年ぶりに参加するということで、野辺地町に一人でも多くの方が興味を持ってもらえるようなチラシを作成して、一緒に袋に入れてPRしたらどうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

ただいまの議員の提案、大変ありがとうございます。町の観光パンフ等々も入れて、町を宣伝するように努めてまいりたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） それと、期間中は東京出身の方も多く来られると思いますので、これはすぐ情報交換の場にもなりますので、町長は参加の予定でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 町長も同行する予定となっております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。ありがとうございます。

議員の方でも、自分も参加して野辺地町をPRしたいという方がおれば、交通費、宿泊費を全額自腹での参加というのは結構な負担になりますので、この補助をご検討してはどうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 議員の皆様ということで申し上げます、議会のほうの対応をどうするかということで、議会側で検討していただければ助かります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。

最後に、11年ぶりに青森人の祭典に参加して、野辺地町を大いにPRできたらということを願って、1点目の再質問を終わります。

2点目の再質問ですが、新聞等で今すぐくカスタマーハラスメントについて話題になっておりますが、地方の役所を去った20代の男性の退職理由は、住民によるクレームや過剰要求など、毎日窓口に来て取るに足りない理由でどなりつけると。周りに市民もいて、疲れ果てたと。そのとき、上司や同僚が全くかばってくれないのにも絶望して退職したと。このようなことは、当町ではないと思っておりますが、これはどこの自治体にとっても、将来にわたって組織を支えてくれる若手職員の補充というのは大きな課題だと思います。

たまたま私は、昨年以下のほうに行ったら、カスハラを対応しているのを見ました。そのときは、それなりの係の方が対応していましたが、何人かの町民もいました。ただ、声を大きくすると、やっぱり町民も気になって見ているようでした。

先ほど町長から、カスハラ対策のマニュアル等まだ作成されていないという話だったけれども、いつ頃のめどで作成しようと思っておりますか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えいたします。

現在政府において、カスタマーハラスメントに係る対策強化の方向性について検討をしております。来年度にも関係する法律の改正、おそらく厚生労働省になるかと思いますが、そちらで法律の改正も予定しているとのことでありますので、それらの内容などを踏まえた上で、対応マニュアルの作成、あと職員の相談体制などについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） それと、マニュアルをつくるときに、録音器具を設けることで、録音しますという、どなりも少しは落ち着くかなと思っております。それと、カスハラを受けている職員がいたら、上司はもちろんのこと、同僚も協力するようにして対応していってほしいと思っております。

2点目の質問は以上で終わります。

3点目の質問ですけれども、私が4月3日の新聞記事を見てこの養殖場を見学に行って、佐藤組合長から話を伺いました。青い森紅サーモンの稚魚、令和4年度に稚魚の目玉が外側から見て確認できる段階になった発眼卵を青森県産業技術センター内水面研究所から1,000粒入手して、ふ化をさせて育てていると。同研究所の指導を受けながら、朝と夕方に餌を与えていると。出荷できるには4年かかるというところですが、今までこれは順調に育てていると。さっきの町長の話だと、今年中には出荷できそうだということだったけれども、私も行って聞いたら、そういうふうな話をしておりました。

それで、紅サーモン、これに野辺地産の赤い餌を混ぜて与えることで、名称を野辺地紅サーモンとして出荷も可能だそうですが、赤いものといってもなかなか思いつきませんが、葉つきこかぶは10月までで収穫が終わるのです。その後に、赤いこかぶを収穫する農家が何件かありますので、その赤いこかぶを乾燥して餌に混ぜて食べてくれたら、これも当町の特産品である葉つきこかぶ、活ホタテに並ぶ特産品として、ふるさと納税の返礼品としても利用できると思います。

一番困っているのは、餌代だそうです。先ほど町長から、餌代は全部県のほうから出ていると聞いたのだけれども、この餌代もコロナの前の1.5倍になっていると。1日の餌代が1万円ほどかかっていると。今月6月から電気料金の値上げ、それと地下水ポンプ、これが地震により落下して壊れて、ポンプの交換もしなければならないと。昨年のような高温になると川の水の温度が上がるので、地下水に切り替えないと、せっかく順調に育っている紅サーモンや大型ニジマスの稚魚も、昨年のような暑さに耐えられるか分からないと心配していました。町長は、ここに行って見学したことがありますか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 私は、まだ残念ながら行ったことはありません。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） やっぱり町長も一回行ってちょっと見学したほうがいいと思います。

それで、高温水対策に取り組んで、今順調に育っているところなのだけれども、淡水養殖が事業化できると雇用も生まれると思いますので、早急な補助の検討をお願いしたいと思いますが、今のところは補助を考えていないということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 先ほども町長の答弁にありましたように、養殖事業を継続していくとなった場合には、青い森紅サーモンの生産地として、町としても可能な支援を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 可能な支援というのは、これはどうなったら支援をするということですか。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） ただいま野辺地川漁協さんのほうから直接要望等もいただいておりますので、漁協さんのほうから要望等が来次第、検討していきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。以上で3点目の再質問を終わります。

4点目の再質問ですが、福祉安心電話についてです。社会福祉協議会のほうでこの電話を利用す

ると、さっき町長は6万6,000円かかると言いましたが、私が聞いたのはこの6万6,000円がなくて、機器のレンタル料が1,000円、利用料が1,000円、月に計2,000円で利用できるということでした。そのほかに、N T Tの回線の設定費用、これが1万3,000円必要になります。金額的には、それほど高くないように思いますが、設定の申込み、先ほど町長も言いましたが、民生委員含めて3名の方が必要だと。民生委員も高齢の方が多く、2名の協力員の方も夜中に連絡を受けて対応も大変だということで、なかなか見つからないそうです。

これは、緊急ボタンと相談ボタンがあるのですけれども、緊急ボタンを押したとき、先ほど町長も言いましたが、平日の日中というのは県の社協内の中央受信センターにつながると。そこから、民生委員か協力員に連絡が入って、その方が確認してから消防に連絡と。夜中とか土日は、これは館山センター、埼玉ですね、ここにつながると。同じく民生委員か協力員に連絡が来て、確認してから消防に連絡と。だから、これはちょっと時間がかかり過ぎるように思うのです。こういうのを直接消防に連絡するよというの、これはできないものですか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 木戸議員のご質問にお答えします。

この体制は、全国規模で、全国の社会福祉協議会で行われているもので、中央センターに集約されることになっておりまして、中央センターの担当職員が対応して、そこから必要な救急車等に連絡をするというようなシステムになっていると聞いております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今のようなやり方でやると、ちょっと時間がかかり過ぎて、助かる命も助からないことも出てくるかと思うのです。これ町のほうで、例えば消防のほうと打合せして、そういうふうなことというのはできないものですか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 福祉安心電話に関しましては、専用の電話機能のある機械で、そのサインが押されたら、ボタンが押されたら、中央センターに行くという流れになっておりますので、その流れを変えるということは不可能かと思えます。

ただし、町長の答弁書にもありましたが、携帯電話を持っている方がだんだん今増えてきておりますので、そのような形でご自分で通報していただいたりということもあろうかと思えますし、あといろいろな民間の業者などを利用して、具合が悪くなったときに、この福祉安心電話と同様にボタンを押すというところがなかなかできない方も多いということで、やはり見守りについては多様な体制が必要かと思えます。ご近所の見守りや民生委員さん、あと何か変化を感じたときに社会福祉協議会や町にご連絡をいただくということで、早急に対応するというやり方など、多様なスタイ

ルが稼働していくということが一番安全に近いのかなと今考えておりました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ご答弁ありがとうございます。

そういうふうにできれば一番いいのですけれども、今年3月、木明自治会地区でも高齢の方が孤独死してあったと。発見まで1週間以上経過していたと思われる。だから、やっぱりこういうのを見ると、1週間も超えて、孤独死で誰も気づかないで亡くなって、すごくかわいそうだなと思って見てきました。

民間警備会社の福祉安心電話対応というか、直接警備会社のほうに申込みしている方もありますが、ただ初期設定の費用が7万円ほどかかると。高齢者にしては、7万円というのは大きな負担になると思いますので、民間の警備会社と契約した場合、町としてはこの補助できないものか、町長のお考えを伺います。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長、答弁してください。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

一般の警備会社の通報のシステムというのは、そのエリアも限られているというところもありますし、経費も非常に様々です。警備会社が直接駆けつけるというスタイルになっておりますと、また警備会社のところから駆けつける時間などもあったり、すぐに自動的に110番というところは、今我々もいろいろ調べているのですけれども、なかなか難しい状況で、これからも調査のほう進めてまいりますし、対応していきたいと思っております。

あと、見守りの形で24時間カメラが、居間のほうにカメラを設置して、それを親族のほうに常に見ることができるなど、いろいろあるのですけれども、ご親族の方が対応するというふうなスタイルもありますので、我々も引き続きいろいろお調べして、あとまたいろいろな形で見守りがされるような状況をつくっていくというところは、変わらずにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ありがとうございます。

カメラ設置というのはどういう、もうちょっと詳しく説明していただければ。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

非常に様々なサービスがありまして、防犯カメラのようなカメラを自宅の居間や寝室につけて、それで遠くにいる親族が確認をできるというふうなもので、スタイルとしては非常にシンプルになるのですが、やっぱりプライバシーのこととか、あと違うお部屋にいると把握できないというところ

ろで、そういう利点、欠点が様々ございます。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 当町において、孤独死というのは年間何人ぐらいあるものですか。

○議長（岡山義廣君） 課長、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

孤独死という言葉について、それが当てはまるか分からないのですが、おひとり暮らしの方や、あと高齢者お二人暮らしの方で、お一人のほうが入院されて、結局独居になっている方が自宅でお亡くなりになっているという方については、町が把握している分で年間1件、2件、ない年もありますけれども、事実としてはございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ありがとうございます。

以上で再質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） これで3番、木戸忠勝君の一般質問を終わります。

10時50分まで暫時休憩を取ります。

休憩（午前10時38分）

---

再開（午前10時50分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

8番、中谷謙一君の登壇を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 8番、中谷です。一般質問をさせていただきます。質問事項は2つ、国設野辺地スキー場再開の再検討、十和田観光電鉄株式会社様との再検討と協議。

質問要旨として、町民へのお知らせチラシ、議員への説明を読み直しました。十鉄様としては、町の支援を受けての復旧、運営はできないとの回答でした。ですが、町が主体となつての運営なら再開が可能ではないかと考えていることも分かります。3月議会でも提案しましたが、もう一度再開の方法として、指定管理での運営を検討してみることはできないのか伺います。

チラシには、一つの再開案しか示されておりませんが、ほかにどのような案が出され、それが提案として議会、町民に示されなかったのはなぜか伺います。

財政支援を受けて、復旧、単独運営に難色を示していることの一つには、議員の運営費まで支出することに疑問を持っているという発言もあります。そして、仮に十鉄様が完全にスキー場から撤退した場合には、原状復旧しての返還となるということですが、このとき町が管理するクロスカン

トリーコースのスタート、ゴール地点の広場も同時に返還対象になります。町の考えるスキー振興も難しくなるのではないのでしょうか。アルペンコースは町が設置したということですから、この部分は町が植林をして返還となるのでしょうか。このような問題点を考えたとき、最も有意義な財政支出を検討する必要があると考えます。このためには、十鉄様との再開に向けての再検討をするべきではないのでしょうか、考えを伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 中谷議員のご質問にお答えします。

初めに、国設野辺地スキー場再開の再検討についてのご質問であります。町ではこれまでスキー場の復旧、再開に向けて、運営者である十和田観光電鉄株式会社様と再開方法について検討、協議を進めてまいりました。

その中で、町が主体となって運営する方法として、指定管理者制度の活用も検討し、庁内及び関係団体と協議を行ってきたところでありますが、ご承知のとおり現在スキー場の使用权と施設の所有権は十和田観光電鉄にあり、町所有の施設でないことから、本制度を活用するに当たり、様々な課題が指摘されたところであります。

指定管理者制度を活用するために、町が十和田観光電鉄からスキー場の譲渡を受けた場合、令和5年12月の全員協議会でお示ししたとおり、スキー場閉鎖時の原状復帰責務が生じ、閉鎖時に多額の経費が発生することや、今後施設設備等の更新、修繕に要する経費などを全て町が負担することとあり、町の財政運営を考えた場合、慎重に対応せざるを得ないと考えたところであります。

また、昨今の暖冬少雪やスキー人口の減少により、県内スキー場においても運営が厳しい状況にある中で、十和田観光電鉄がスキー場運営から手を引いた場合、多額の費用をかけて整備したスキー場を閉鎖する事態になりかねないことも懸念点として挙げられております。

これまで様々な課題について協議を行った結果、指定管理者制度を活用した運営は困難であると判断したところでありますので、ご理解いただければと思います。

続いて、2点目の十和田観光電鉄との再検討と協議についてお答えします。まず、皆様にお示したスキー場の再開案以外の方法として、指定管理者制度の活用を検討したところでありますが、1点目のご質問で回答させていただきましたとおり、活用にあたっての課題が多く、現実的に再開可能な案を提示したところであります。

また、十和田観光電鉄がスキー場から撤退した場合のご質問ですが、スキー場閉鎖時の原状復帰は、国有地の使用权を有し、施設を所有する十和田観光電鉄が行うこととなります。

次に、クロスカントリーコースのスタート、ゴール地点の広場も同時に返還対象となり、町の考えるスキー振興も難しくなるのではないかとのご意見ですが、町が管理するクロスカントリーコースとあったかハウスまかどの森、各種大会等で利用するスタート、ゴール地点の広場については、

引き続き使用できるよう十和田観光電鉄や三八上北森林管理署のほか、野辺地スキークラブ等がメンバーとなっている野辺地まかど温泉スキー場管理運営協議会において話し合っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、クロスカントリーコースとあったかハウスまかどの森の運営を続け、町のスキー振興を図っていきたいと考えております。

また、今後については、3月議会にてご説明させていただきましたとおり、ほかにスキー場の再開、運営に関心を持つ事業者がないか等、十和田観光電鉄とともに情報を収集し、共有していくこととしております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君の再質問を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。私の1つ目、2つ目の質問は、ほとんど同じような質問でありますので、併せての再質問ということにさせていただきます。

まず、町長にお伺いいたしますが、再開の意思というのは、今も変わりなくございますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 長い間スキー場の運営をしてみりましたので、意思としてはあります。可能、不可能は別としても、やりたいという意味は、何年も前にお話ししたとおりだと思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。

私としては、指定管理というのがベストではないかなと思ひまして、1つ目の質問に指定管理ということで質問させていただきましたが、再開の意思がおりでしたら、再開するためにはどのようにしたらいいかというような逆の発想での考えをすることも考えるべきだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。3月にもちょっと言わせていただいたのですけれども、その辺、町長のお考えを伺います。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家利夫君） 町長から答弁ございましたとおり、再開に向けてはほかにスキー場を再開、運営に関心を持つ事業者がないか等、十鉄さんとともに情報収集し、共有していくことで、再開の可能性を探っていきたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 私が今質問したのは、再開するためにはどうしたらいいかということから検討してみたらいかがかという質問なのですけれども。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 当初より再開するためにどうすればいいかという前提でやってきました。ところが、その道がもうほぼ塞がってしまったという今の状況でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 十鉄さん自体も、まだ再開して運営したいという意思はあると私は思います。十鉄さんのほかに運営する業者を探すというよりは、十鉄さんとともに、町とともに再開する方法を模索するのがベストではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 繰り返しになりますけれども、指定管理者制度というのを十鉄さんはお望みのようでございますけれども、その方法であれば町の財政負担があまりにも大きくなり、かつ将来に向けての大きな負担を町がしなければいけないことになる等を考えた場合に、それは町として困難であるという判断に至ったものでございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 12月14日の全員協議会、これの議員への説明の4ページ、これに関して、十鉄様からの説明書類というのは、町のほうに届いていますよね。ご存じありますよね。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 4ページの内容というのはどういう内容ですか。すみません。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 前の2ページは別な用件の説明ですので、3ページ、4ページがスキー場に関する説明になっているのですけれども、2の再協議の結果と町の対応というところからずっと始まって、ただし今後も情報収集はというところまで、結びのところまでの説明文なのですけれども、これが十鉄さんから届いた文書と、議員皆様に説明した文書が違うのです。というのは、町のほうで十鉄さんの文書を書き換えたり削除したりされましたね。これは、どういうことですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 十鉄さんからは、打合せにおいていろんなお話伺っていました。あと、メールでも幾つか返事いただいていた。それらをトータルして、町のほうで要約して記載したのがその4ページの内容であると思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） それで、先ほどの中段の続きになるのですが、同社から町の財政支援を受けて復旧、運営する考えがないことが示された今という部分がありますが、十鉄様の書かれた文言には、復旧し、単独で運営する考えがない。復旧し、単独ではちょっと無理だと。先ほど言いました指定管理なら可能かなという、そういう意思がここで取れるわけなのです。単独でというのを削

除しているということは、十鉄さんにはもう運営する意思がないと、議員はこれを受け取ったと思います。こういう印象操作をして全員協議会に説明するというのは、ちょっと問題ではないかなと私は考えます。この辺はどうお考えですか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 繰り返しになります。単独ではということは、指定管理者制度を考えたと思いますので、それはもうできないということはお話をさせていただいております。

かつて、10年ぐらい前でしょうか、指定管理者制度については町当局としては考えておったらしいです。やっぱりそのときも、それはもう無理だという結果が出ております。今回は、もう少し頑張れるかなと思ったのですけれども、やはりちょっと規模が大き過ぎて、町単体として指定管理者制度としてやることには無理があるということで判断しました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） それなら、この単独でというのを別に削除する必要はなかったのではないですか。なぜ削除したのですか。その辺、ちょっと私疑問なのです。もしそのまま書いて、これは指定管理に関してですよという説明が議員にもあったら、それなりにでは無理なのだということは解釈しますが、この辺もちょっと私疑問です。なぜ削除したのか。この削除した理由をお伺いします。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 単語一つ一つについて申し上げるつもりはございませんけれども、要は十鉄さんは施設を町に譲渡して、指定管理者として運営することはできる。ただ、今十鉄さんが持っている施設をそのまま十鉄さんが持ち続けて、町が補助金を出してやることは、それは受けることができないという、要はそれに尽きることでございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 同じ4ページの上段に、今後年配の従業員等が退職を迎えていく中という文言があります。これは、十鉄さんは今後について町が主体的に運営し、当社が協力する体制にできないかと示したほか、ここでもやっぱりまだ何か模索しているわけです。完全にもうスキー場の運営から手を引くという意味ではないですよ。この辺も全く議員には説明がない。

そして、これに続いて、一部の議員から運営費を支出することに疑問が持たれていることということも十鉄さんのほうの意見として出ているのです。これは説明では、議員からそういう意見が出たということで、町のほうの説明の中にこれが含まれる。これはどちらに含まれたか、どの位置に書かれたかによって、議員の捉え方、チラシを受けた町民の捉え方、全く変わってくるのです。ただ、財政支援を受けて再開したとしても、十鉄さんにしてみれば少し負い目がある、そういうことも考えて、対等な立場での運営を町と共同でやっていきたいと、そういう意思の表れだと思います。

この辺も町が削除してしまっただけは、十鉄さんの本当の意思が議員とか町民に伝わらなかったのではないかと思うのですが、この辺もどうして削除したのか、ちゃんと説明をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 繰り返しになりますけれども、十鉄さんはスキー場にすごく思い入れがあって、我々と一緒に再開に向けて検討しようということで検討はしてまいりました。その方法として、十鉄さんは施設設備を町で受け取ってくれと。その代わりに、管理運営は指定管理者として携わっていくからというお話は、もう何年も前からあっている話でございます。

それに対して、町としては、一旦町が譲渡を受けると、先ほども言いましたけれども、原状復帰に1億4,000万円以上のお金がかかるという大きな財政負担が生じることから、それに関してはもう数年前から一貫してお断りしてきております。そここのところで、お互いの再開に向けて合意が得られなかったということになるかと思っております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） それを削除した理由を聞いても、全く別な回答しかもらえないので、どういふものかなと、私はちょっと疑問なのですけれども。

十鉄さん自体もそしていろいろ考えて、一番いい方法は何かないのか、そういったことで様々考えてきたのですが、そして今言われたように指定管理に関して、何年も前からそういうお話があったというのは、議員の全体会議にも全く説明がなかった。もう少し情報をきちっとした形で町民にも伝えるべきではなかったのかなと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） まず最初の削除の関係ですけれども、先ほどもお話ししましたが、いろんな打合せ何回もやってきております。その言葉、言葉、1つずつ、メールも含めてですけれども、全て記載すればいいかという、そうではないと思っています。それらを要約して、十鉄さんの考えをまとめるのが我々の仕事だと思って、その辺は簡潔に整理したつもりでございます。何という言葉を削除した、何という言葉を省略したとかということについては、個別にお話しするのはいかがかと思っております。

それとあと、何年も前の話ですけれども、野村町長の前の町長の時代に、十鉄さんからスキー人口が減ってきている、少雪で数年に1回スキー場を運営できないことがある、かつ修繕等がかさんでなかなかこのまま続けるのは難しいので、町のほうで施設を引き取ってくれて、指定管理者として運営できないかというお話はあっておりました。それは、今回の再開に向けて、改めて過去のことをお話しする必要は感じられませんでしたので、特にお話ししませんでしたけれども、その際それは町として難しいという回答も十鉄さんにお出ししておりました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。取りあえず何回も繰り返しになる、私も同じ繰り返しになるのでなんですけれども、そういう感じで削除する部分がちょっと違うのではないかなということも言いたかったし、町で説明としての議員からの発言、それを感じた十和田電鉄さんからの考えとしての発言、どちらに記載するかによつての受け取り方の違い、この辺もきちっともう少し考えての削除をお願いしたかったなと私は思います。

そして、返還するときには多額のお金がかかります。返還するために、お金をかけるという、言ってみれば死に金のようなお金の使い方ではなくて、未来のプロスキーヤー、オリンピックの選手を目指している子供たちの夢をかなえる、後押しするという意味でも、再開に向けて生きた税金の使い方、お金の使い方、もう一度考えていただきたいと私は思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君の一般質問を終わります。

11番、赤垣義憲君の登壇を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 11番、赤垣でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、質問させていただきます。私の質問は、大きく分けて3つございます。

1つ目、プロポーザル方式についてお伺いいたします。プロポーザル方式は不正の温床になりやすい、プロポーザル方式は官製談合の隠れみのとメディアで警鐘を鳴らす有識者などが存在する中、さきの議会において統合小学校新築事業における設計業者の選定にプロポーザル方式の採用を検討していることが明らかになったことから、プロポーザル方式について質問いたします。

新役場庁舎建設事業では、設計業者を選定するに当たり、競争入札ではなくプロポーザル方式が採用されました。それにより、価格競争が行われず、結果基本構想時よりも多額の設計費を要することになりました。厳しい財政状況の中、なぜ競争入札方式を選ばなかったのか疑問が残るところであります。

役場庁舎建設事業における設計業者選考方法にプロポーザル方式を採用することは、誰が決めたのかを伺いたいと思います。

次に、プロポーザル方式の利点について再確認したいと思います。プロポーザルで選ばれた設計業者の設計は、競争入札による設計よりも明らかによいものであると確信したからこそ、プロポーザル方式が採用されたものと推察いたしますが、プロポーザルで選ばれる設計業者の設計と競争入札で決定される設計業者の設計には、どのような違いがあるのか私には想像できません。

そこでお伺いしますが、新役場庁舎建設設計において、競争入札ではなし得なかった設計、あるいはプロポーザル方式で選んだからこそできたであろう設計など、明確な違いをお示しいただき、

プロポーザル方式で選定したことによる利点など、プロポーザル方式について町長のご見解を伺います。

新役場庁舎建設事業における設計プロポーザルにおいては、厳しい財政状況でありながらも、判断基準の項目の中に価格競争をさせるための費用面の項目を設けなかったことに違和感があります。

そこでお伺いいたしますが、役場庁舎建設事業の設計プロポーザルにおいて、選考判断項目に設計費を含めなかった理由を伺うと同時に、統合小学校新築事業における設計業者選考プロポーザルにおいても設計費用を選考項目に含めないのかをお伺いいたします。

2つ目の質問といたしまして、2050年の推定人口と地方債の償還についてお伺いいたします。2050年には、町の人口は6,156人にまで減少することが想定されており、4月30日現在の人口1万1,958人の実に51.5%、つまり町民の数は今の約半分になるということでもあります。ゼロから14歳の子供の人口は300人になることが予想され、急激な減少率であることが分かります。このことから、人口減少は2050年以降も続くことは容易に想像できます。

この先の人口減少を見据えた町政運営、財政運営に、今からシフトしていかなければならないことは、誰が考えても分かることだと思います。特に財政運営においては、それが急務であり、既に待ったなしの状況にあると考えております。

これを踏まえた上で今年度予算を見てみると、町民の皆様が納める税金は、固定資産税等も含めて約14億円、そこから先は当然ながら今後は人口減少とともに税収は減っていくはずですが。町最大の財源である地方交付税は約25億円、その地方交付税額を決定するための算定に用いる単位費用26項目のうち、町の面積や道路の延長数、港湾施設の規模などが関係する項目はたった4つ程度、一方で人口や世帯数などが影響するのは24項目もあり、さらには項目ごとに分類される測定単位は、約40単位中30単位が人口や世帯数、子供の数などを基に算定されることから、地方交付税も人口減少によって必然的にこれまでのような交付額が見込めなくなるということになります。

このように、収入の減少が明らかな中において、公債費のウエートは非常に大きいと考えることから、次の2点をお聞きいたします。

今年度予算では、公債費、つまり借金の返済額は約7億4,400万円ですが、将来の町の財政状況を考えたとき、町が2050年度に返済可能な金額は最大で幾らと考えているのか伺います。

もう一つ、経常収入額に対し、返済額が占める割合は何%までが許容範囲と捉えているのかお伺いいたします。

地方債についてもう一点伺います。現在計画が進められている統合小学校新築事業は、事業費が57億円の膨れ上がることが示されました。耐力度調査を実施して交付金の獲得を目指しておりますが、仮に事業費の2分の1が交付されたとしても、30億円程度は自主財源を充てる必要があります。

町の財政を考えれば、当然ながら30億円をキャッシュで支払えるはずもなく、また学校を含む公共施設等は、後年においても利用者が平等に費用を負担するという観点から、負担の均衡を図る目的として、事業費には地方債を充てることが前提であると承知しております。問題は、現在の利用者人口と地方債償還の後期における利用者人口には大きな開きがあるということにあります。

先ほどの30億円を単純に20年返済と仮定した場合、年間の返済額は元金のみで1億5,000万円、統合小学校は令和10年度の供用開始を目標としていることから、令和12年、つまり2030年頃から本格的な返済が始まり、その20年後はさきに述べた人口減少想定之年、2050年です。地方債の返済は義務経費であり、借りたら返すという当たり前のことが人口減少により当たり前にできなくなる可能性すら見えてくるという危機感を覚えます。

返すための財源は、経常収入から捻出する必要があり、基本的には返済に充てることを目的とした新たに借りるということではできないと承知しております。つまり収入が減った先の返済能力を見据えて、地方債の利用を調整しなければならないはずです。

そこでお伺いします。先ほどは、町の最大の返済能力を伺いましたが、これと同様に2050年度の公債費は幾らになることを想定しているのか、それに向けて起債額をどのように調整しているのかをお伺いいたします。

3つ目の質問として、政策と財政運営についてお伺いいたします。3月議会では、町長、副町長などの特別職給料と我々議員の報酬を特例措置以前の水準まで戻すことにより、年間約1,000万円の経費が増額されることになってしまいました。これには、今後の財政状況を鑑みて反対しましたが、賛成多数という結果でした。

また、今後の町の政策では、子育て支援の強化ということで、給食費無償化をはじめ子ども医療費と保育料の無償化における対象者の制限を撤廃することにより、年間3,000万円を新たに支出することになる予定であります。この支援策については、高く評価するところではありますが、問題はその財源であります。子育て支援策の中で、給食費無償化は宮下青森県知事が取り組んだ県の政策の一つでもあることから、野辺地町もやっと実施できる見通しとなり、大いに歓迎するところであります。これは、県からの財源が使えることで、町は大きな負担をせず実施できることになりましたが、医療費や保育料無償化の制限撤廃に伴って必要となる財源は、町の自主財源で賄うとされており、私はその財源確保に不安を感じております。

そこでお伺いいたします。特別職給料及び議員報酬の1,000万円、そして子育て支援策の3,000万円、合わせて4,000万円の財源確保のために何かを削って確保するのか、財源確保の方策を伺います。

以上、3つの質問であります。よろしくお伺いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 赤垣議員のご質問にお答えします。

初めに、役場庁舎建設事業における設計業者の選考方法にプロポーザル方式を採用することは、誰が決めたかというご質問であります。令和2年8月18日に町三役及び課長職で組織する庁舎建設推進本部会議で了承され、最終的には町長である私が決裁して、プロポーザル方式という契約方法になりました。

プロポーザル方式の利点は、発注者が要求する性能、品質の建築物を実現するために、これまでの経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウを持ち、創造力や確かな技術力を備えた質の高い建築設計を行う設計業者を選定できる点だと考えております。

プロポーザル方式を採用した結果、町の設定した条件、具体的には現在の役場と同一の場所に、敷地の形状に合わせて、コンパクトな中に機能を凝縮できるようになどの要求に的確に対応できる設計業者を選定できたと考えております。

次に、私の見解ですが、一般競争入札、指名競争入札は価格の比較に、企画コンペ方式は提案内容の審査に主眼が置かれているのに対し、プロポーザル方式は設計業者の技術や経験、発想力、遂行能力を審査して選定することに主眼が置かれた方式であると認識しております。

次に、役場庁舎建設事業の設計プロポーザルにおいて、選考判断の項目に設計費を含めなかった理由についてであります。庁舎と新築工事の設計業務の契約では、品質確保を第一に考えましたので、設計業務の見積額そのものを審査時に提示させて、その価格を比較して選考の判断とすることはいたしませんでした。

次に、統合小学校新築事業における設計業者選考プロポーザルにおいても、設計費用を選考項目に含めないのかというご質問であります。総合評価落札方式を行うことを検討しております。

続いて、2点目の2050年の推定人口と地方債の償還についてお答えします。野辺地町の人口が2050年までにおおむね半減すると推計されたことに伴うご質問において求められた数値について、現時点で意味を持たせた信頼性を持ってお答えすることは容易なことではないことから、今後の財政運営、公債費に係る考え方をご説明し、回答といたします。

公債費、いわゆる地方債の発行の考え方とし、現在建設が進められている新庁舎及び計画している統合小学校の建設事業は大規模事業として位置づけ、その公債費償還分の財源を町民皆様方の協力を基にした原子力立地給付金相当分を財源と見込んでいるところであります。

また、それ以外の各施設の維持更新経費などで発行する地方債は、公債費を平準化した考えの下に、町の財政負担を軽減するため、地方交付税への算入の大きい過疎債などを引き続き活用しながら町民の福祉の維持向上に努めていくこととし、また努めていくことが望まれるものと考えております。

なお、議員の皆様方には、毎年全員協議会を通じて5年後までの財政見通しや財政状況をご説明申し上げているところでありますが、この説明する機会を継続させながら、将来にわたり安定した

財政運営の下、町政を運営してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の政策と財政運営についてであります。町の予算は、地方自治法の規定、一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出に編入しなければならないに基づき、総計予算主義の原則により毎年度予算を調製し、議会に提出してご審議をいただいているところであります。

このことから、質問にありました何を削って確保するのではなく、全ての歳入と歳出を計上する中で予算案を調整していくものであります。子育て支援事業に関しましては、昨年度子育て支援基金を新たに造成することができましたので、この基金からの繰入れと積立てを調整しながら継続して事業を実施していくこととしております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の再質問を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まず、プロポーザルに関連してお伺いいたします。

今の答弁で、小学校新築事業については、プロポーザル方式ではなく総合評価落札方式を採用するというお話でございましたが、実際にプロポーザル方式や総合評価落札方式で官製談合などの事件となった事案がある、それから総合評価方式は不公正であるとして、事業者が自治体に対して廃止を求めるといったことがあったと承知しておりますが、これについて町はご承知でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

国からの通知などでは、まず設計などをプロポーザル方式、総合評価方式などの価格のみならず、品質の確保をするようにという通達がある一方、もう一つはそういった不正、官製談合、そのほかに防止に努めるように、これは別々の通知で来ていて、設計の発注方式自体をやめなさいというような通知は来ていません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） そういった方式、国も使っている方式でありますから、地方自治体に対してそれはやめなさいという話は当然出てくるはずもなく、ただ事例として全国各地で様々な事例があることは事実であります。そういった方式が問題視されているということも、今後設計なり、各事業について事業者を選考するに当たって、その選考方法というところを考えなければならないと私は思います。

役場庁舎の設計しかり、小学校新築事業の設計しかり、プロポーザル方式、あるいは総合評価方式を採用するということに至った理由として、過去に競争入札方式で何かしらの不具合などがあつたのか。もしあつたのであれば、その事例をお示しいただくと同時に、その事例、不具合等があ

ったのかなかったのか、それを理由にして今回プロポーザル、あるいは総合評価方式に切り替えたという理由なのかをご説明願います。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） これまでに設計業務などにおいて、普通の競争入札で落札したものの、これについて不具合があったことはなくて、庁舎に関してもプロポーザル方式でやったことについては、設計が今そのまま納品されまして、それに従って今工事が進んでおりますので、今不具合はないです。なので、先ほど検討すると、多分町長答えているはずですけども、こちらに変えることに至るような欠点、不具合はございません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先ほど町長の答弁で、プロポーザルに切り替えたことによって、同一の場所に、その敷地の形に沿って設計しっかりしてもらえたというご説明がありましたけれども、競争入札で落札した設計者でも、それは可能だと思うのです。今課長がおっしゃいましたけれども、過去にはそういう事例、不具合等はなかったということであれば、あえて品質向上というところに着目して、違う方式、競争入札以外の方式を採用するという理由も見当たらないのではないかなと。過去に不具合があったのであれば、これは見直す必要性も出てくることも考えられますが、今までの競争入札で不具合がなかったのであれば、いいものを望むのは気持ちとしては分かりますが、財政を考えたときには、やはり価格の競争というところを町は一番に考えていかなければいけないのではないかなと私は思っております。

総務省が提供している資料によれば、特定の応札者に有利な評価になるおそれへの対応が課題とされているとあります。これは総合評価落札方式についてであります。総合評価落札方式には、価格競争と比較して透明性、公平性の担保が難しいという構造的な問題、そして担当者の裁量により、特定の事業者が有利になるような評価項目、基準が設定され得るという恣意的な評価への懸念と評価表標準例などで工夫がなされた場合でも、評価方法が定型化することにより、ノウハウを有する既存の事業者が有利になってしまう懸念があると評価されています。これは、総務省がホームページに提供している資料の中に書かれている文言です。

こういった懸念材料を承知の上で、これら方式を実施する、あるいは実施を検討しているお考えなのか、それをお聞きします。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） まず、競争入札方式によることにより不具合がなかったのに、なぜ新庁舎のときにプロポーザルに切り替えているのかということですけども、通常の入札であれば、例えば面積が幾らで部屋が何個、こういった性能、仕様を先に出して、これを大きく変えることなく、それを幾らでやるかという価格の競争をさせて行います。新庁舎の場合は、まだたくさん

決まっていなかったことがありました。役場の中で、例えば窓口での相談需要なんかを考えたときに、どれぐらい相談室があって、その相談室が執務室からどれぐらい離れて、あるいは電算システムとか防災のシステムがあります。こちらをどこに置いて、その執務する課がどのぐらい離れた場所に行って管理するのか。また、各課の連携と専用室、そういったものをどのぐらい、町民ホールのようなホールとか諸室を設けるか、これが未知のところでありまして、こういったものを、性能、仕様を先に示すのではなくて、それをやり遂げる業者、条件を示してやり遂げる業者、そちらを選ぶ必要があったので、国で示していたプロポーザル方式が最適ではないかという採用したところがあります。

価格競争に関しては、もうやり方があって、プロポーザルには確かに最近になってくると価格競争の要素を点数化して評価に生かしているところもありましたけれども、町では、そこは先ほど町長言ったように、品質確保を第一にしたことと、ちょっと設計上の事情もあって、上限は5,400万円ぐらいと定めて、この範囲で、これが当時は安かったのですけれども、公告してこの範囲で応札してくださる方が7者いましたので、この価格でやりました。ただ、多分公告した段階では不満だった業者さんもいると思います。

あと、特定の応札者や事業者が有利になるということがありますがけれども、確かにこちらは大きい事業所などで技術者がたくさんいると、野辺地町の庁舎の設計のためにたくさんの人を配置してくれると。こういった業者は、三、四人しかいない設計の業者だとできないので、確かにたくさん、10人以上技術者のいる事業所が有利になるなどはありますけれども、やっぱりそういう大きいところを競争させたという意味で、その点では公平性は保たれていると考えていますので、問題はないと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） お金持ちの役所がしゃべっているような答弁に聞こえるのです。品質も確かに大事です。でも、安ければ悪いものができるとも限らないわけで、何をこの町は重視しなければいけないかというところを考えていかなければいけないのではないかなと私は思います。

過去に、町長がまだ議員のときに、庁舎だったかの設計は、有名なデザイナーを採用して、どうせやるならいいものを設計してもらったらいのではないかという一般質問をしていたと私は記憶しておりますが、今はそういう時代ではない、野辺地町はそういう状況ではないと私は思っております。

小学校新築事業において、やはり庁舎の設計とまた違って、ある程度広い場所に、今こういう敷地の中に建物を建てるという設計のやり方ができるというのであれば、要は今回の役場のようになちょっと後から相談しなければならぬとかというような部分がないのであれば、要は中学校の新築したときにそういう状態だったと思うのですけれども、であれば中学校のときにやったように、競

争入札でもいいのではないのかなと私は思っております。

いずれにしても、様々な問題を抱えている方式、プロポーザルであったり、総合評価方式であったり、そういうところを採用するという点に関しては、「李下に冠を正さず」ということで、誤解を招く要素があるとするならば、その方式は極力避けるべきと私は思います。

次の質問に移ります。人口減少に関連した質問であります。人口減少によって町が衰退する、あるいは財政難によって町が衰退する、この2つの局面に野辺地町も接していると考えております。今町が真っ先に対策すべきものは、この人口減少に対して真っ先に対策すべきというものは何だとお考えか、またその対策にはどんな内容があるのか、町のお考えを伺います。

○議長（岡山義廣君） 財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、人口減少に関しましては、まずは緩やかな減少を目指さなければならないものかなと考えております。そういう様々な政策を、今無償化とか始めていくところでもあります。あわせて、やはり財政のほうも目を向けた考え方で、財政見通しをしっかりと議員の皆様方、また町民の皆様方にも示しながら、運営していかなければないと。先ほどの答弁にもありましたとおり、5年後の見通しを繰り返すことで、しっかりと認識していただきながら、安定した財政運営に努めていければということで、先ほど回答をさせていただいております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 人口減少を緩やかにしていくというご答弁ですが、また先ほどの答弁にありました5年後を見据えた財政見通しというお話もありました。しかしながら、仮に地方債を例に取れば、役場庁舎なんかは20年の償還、そして小学校建設に関する借入れの返済は25年の計画であると伺っております。5年先ではなくて、10年、20年先、考えていかないと、地方債の償還というところがもう全然棚の上に上がっている状態であると私は思います。

税金、あるいは地方交付税の交付額においても、人口減少に伴って、これはだんだん減ってくるというのはもう目に見えて分かっていることでもありますので、仮に10年先の人口がどれだけ減って、その人口のときに税金はどれぐらいの見込み、それに伴った地方交付税の算定はこれぐらいだろうという、5年先どころではなくて、20年先まで考えなければ、それを想定した財政運営を今しなければならぬと私は思うのです。要は地方債を借りるといったときに、20年先まで地方債返済があるというのを分かっている5年先までしか考えないというのは、これちょっと先行き不安でしようがない。

過去の人口の減少を見ると、2020年4月から今年の3月末まで1,025人減っています。4年間で1,025人、年間で大体250人強の人口が減っているという状況です。この先、同じペースだとすれば、

また4年先に1,000人以上人口が減ります。その人口が減ったときに、町税の収入がどれぐらいあるのか、地方交付税の交付額がどれぐらいあるのかというのを想像できると思うのです。正確なところではなくていいと思うのです。どれぐらい減るか、税収なり収入がどれぐらい減るかというところで、何ぼ支出に町が耐えられるのかというところを考えていかないと、おっかなくて地方債借りられないはずなのです。

でありながら、令和6年度の地方債は約12億円、そのほかにまた来年度以降、役場建設の地方債も小学校新築の地方債も借りるとなると、ざっと計算すると、今年度の予算で公債費、要は返済額が7億4,400万円ぐらいをベースに考えたときに、来年、再来年で終わる返済もあるでしょうし、新たに借りる返済もあると仮定すれば、7億円をベースに考えたときに、庁舎の地方債、小学校の地方債合わせれば、償還額、令和13年あたりにほぼ10億円になるのです。これは、人口減っていく中で返済額が増えるということになりかねないのです。なので、私は毎回事あるごとに地方債の借入れ、これを調整しなければいけないのではないかという話をしてきたわけです。

やらなければならない事業がたくさんある中で、自主財源が乏しいということで、有利な過疎債を使うというお話も聞いておりますが、何債であれ返済は伴います。今後地方債の発行額、借り入れる額をもっと調整する。そして、発行額だけではなく、公債費返済額を幾らまでに抑えるという具体的な計画を立てて、これを示していただくことはできませんか。

○議長（岡山義廣君） 財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、今庁舎と小学校のほうにつきましては、町民の皆様方のご協力をいただき、またいただくことを前提とした給付金のほうで地方債の償還を計画していることは、先日ご説明申し上げました。ですので、言葉がちよっとあれですけれども、財源を確保した中でこの大規模事業は進めていくということで、まずご理解をいただければと思います。

しかしながら、今ご指摘のあったそれ以外の様々な公共施設の維持補修に発行している地方債につきましては、やはり人口減少を見据えた中での公債費、地方債の発行を考えていかなければならないものと考えております。まず、当初予算ベースでは一、応公債費3億円とか、そういうシーリングというかベースを持った各課にご案内をしております。しかし、経年劣化している施設、それから道路もありますので、その年、年によっては3億円ベースを維持できないときもあります。なるべく3億円ベース等々のシーリングを維持できるような、平準化した考え方で今後進めていければということ、先ほども回答させていただいております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 3億円をベースにというのは、以前の答弁からもありました。これについ

ては、特別な事業、大型事業は別途ということで説明を受けています。結局は、返すときは一緒なのです。別途で考えても、ベースを3億円にしようが、庁舎で最大1億円強、それから小学校建設に関しては、計画では約2億円になる償還額ということは、ベース3億円だとしても、それにプラス3億円なのです。

そういったところを考えていったときに、どうしても公共施設老朽化して、様々お金がかかっていくというお話も今ありましたけれども、必ずそれは出てくるはずなのです。どれもこれも老朽化しているということで。であるならば、小学校57億円もかけていられないのではないのと私は思うのです。子供たちの教育環境というところを最優先に考えれば、検討委員会が新築というところを進めて検討してきたという経緯もありますけれども、別な方法、それを再検討する必要があると私は思っています。

本気で借入れの抑制をしていかなければならない局面であると感じておりますので、ここ四、五年何とかなればよいという財政運営ではなくて、10年、20年、30年先、30年先にここにいらっしゃる方々がどれだけ残っているか、ちょっと分からないですけれども、私も今58なので、30年もつかどうかというところは難しいのですが、でもその先のところまで私たちは責任を持って考えていかなければならない。特に地方自治体、町という大きなくくりで、これからの町を残すということを最優先に考えていかなければならないのではないかなと思っています。

地方債に関連してもう一つお聞きしたいのですが、仮に企画財政課長がこれ以上今年借り入れるのは、要は地方債借りるのはもう厳しいよ、無理だよと判断したときに、課長が町長あるいは副町長から、この事業は何としてもやらねばならないのだと、地方債借りてやるのだというふうに指示、あるいは命令などされることはあるのですか。

○議長（岡山義廣君） 財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） ないと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 町長、副町長は、財政課長の意見を尊重してくださるということで解釈していいのかなと思います。一番の鍵を握る財政の要でありますので、しっかり町長、副町長に対しても強い意見を持って進めていただければと思います。

地方債は、私たち町民のお金を使って返済することから、お願いがあるのですけれども、地方債の償還予定表というのですか。例えば銀行から車のローンとかでお金を借りたというときに、返済計画表、返済表みたいなものをもらうのですけれども、それに近いようなもの、要は何年度までに幾らを残し何回払うのですという返済表というのを公開できれば公開していただきたいし、そうでなければ資料として後ほど提示いただければと思うのですが、これはできますか。

○議長（岡山義廣君） 財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） 公開の件については、少し考えさせていただければと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。ぜひ検討ください。

先ほど小学校の新築事業の地方債の償還については、原子力立地給付金を充てるというお話でありました。既に庁舎建設基金に積み上げしていったというところで、原子力立地給付金は使われていると、直接ではないにしても、相当額を基金に積んでいると承知しております。庁舎建設費が払い切れるまでのお金が基金にたまるのが、前の説明だと令和15年頃と聞いていたのです。ということは、そこまでいかないと、小学校に使うために原子力立地給付金は充てられないということになるのかなと思ったのですが、先日の会議のときに庁舎の基金と小学校の建設の基金に振り分けて積んでいくという説明もあったのですが、その辺の詳しい計画は示していただけませんか。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

○企画財政課長（長根一彦君） まず初めに、議員も訂正されたのですけれども、原子力立地給付金相当分、そのまま充てられませんので、相当分ということで、もう一度確認させていただければと思います。

それから、庁舎の建設費の積立て分、使う分、15年という話ですけれども、あそこは15年までわかるよということで、年度年度の支払いはまた別ですので、それは並行して小学校のほうにも使わせていただきたいということです。たまった分から使っていくのではなくて、たまるには15年までかかりますよと。ただし、償還はそれより少ない額で償還していきますので、その分入ってきた分よりも少ない額を払っていくこととなりますので、その残りの部分で小学校の償還等に充てていくよと、充てますよという考え方です。ご理解のほうよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 仮に1億円原子力立地給付金が入ってきたとして、その相当額をこれまでは庁舎建設基金に、細かいところははしょって、1億円を積んできたという経緯があると思うのです。庁舎建設基金の支払いが20年先までであるとして、その払い終わるまでの分をため切るのに、令和15年頃というふうに説明を受けたように記憶しています。ということは、1億円をこれまでの予定どおり令和15年まで積み続けて、令和16年から小学校建設基金に1億円ずつ積むのか。あるいは、もう今の時点で、庁舎建設基金には例えば8,000万円、小学校には2,000万円というふうに振り分けて積んでいくのか、その辺の計画がちょっと分からないので、教えていただきたいです。

○議長（岡山義廣君） 財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えします。

イメージ的には、振り分けてというイメージを持っていただければと思います。お願いします。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 具体的な金額について、後からでもそういう計画書みたいな表を頂ければと思いますので、ご検討よろしく申し上げます。

子育て支援事業の件について、財源の確保というところでちょっとお伺いしたいのですけれども、町民生活の利便性、快適性を追求していくというのは、町の大きな役割であると考えておりますけれども、その点において子ども医療費や保育料の無償化は、本当に高く評価されるべき取組であると理解しております。給食費無償化については、青森県知事の目玉政策とも言える取組であり、義務教育を受けている子を持つ保護者にとっては、大きな支援策であると認識しております。

医療費、保育料においては、財源の確保はどのように行われるのか、その施策は持続可能なものなのかをお伺いしたいと思います。こういった財源で、これは持続可能な財源であるというところをご説明ください。

○議長（岡山義廣君） 財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、予算、歳入歳出につきましては、必要な分を各課から上げていただくのですけれども、その中で先ほどの回答にありましたとおり、歳入に見合った歳出、しかし重点事項、早急性、それを加味しながら、優先的なものをもって予算編成に当たります。ですので、今の子ども・子育て支援等につきましては、政策として重点的に位置づけられておりますので、額については担保しながらいければいいかと、基金のほうに積みながら運用していければいいのかなと考えております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） いずれにしても、財源をしっかりと確保した上での政策というのを打ち出さないことには、二、三年たったら、あれ、財源がなくなってしまったので、ちょっとお金これからいただきますよとかというふうになっては困るので、そういったところで将来的に財源確保のために町税が上がりますとか、体育館とかいろんな施設の使用料が上がりますとか、窓口の手数料が上がりますというふうにならないように、ひとつ財源の確保というのも、これも5年先だけではなくて、その先まで考えた上で事業に取り組んでいただければなと思います。

その上で考えれば、特別職の給料と議員報酬の値上げ、これに1,000万円の経常経費がかかってしまうというのは、私は本当によい策ではなかったなと今でも思っています。

今と25年先では、町の状況は想像を絶するほどの違いがあると私は思っています。10年後、20年後、30年後のスタンダードは何なのか、それを想像して、その想像から逆算して、これから必要となる政策を立案し、実施する、それが大切かつ重要であると私は考えております。私たち、つまり今の大人の世代で町をなくすわけにはいかない、町をなくす方向に進めるわけにはいかないと思っています。

人口が6,000人になることが予想される2050年、そのときが来ても野辺地町が存続していただける

対策を今やらなければ手後れになります。人口が減り、財源も減り、過疎化がさらに加速し、町が消滅するかもしれないという危機感を持ち、私たち議員をはじめ町職員の皆さんも、そして監督する町長、それを支える副町長、教育長、そして全町民の皆さんがその危機感を共有しなければならないと思います。なるようになるとか、数年先に自分はここにいないからとか、後のことはあとの人が何とかするだろうとか、無責任に整備や改修が必要な施設を残して、その改修計画も立てず、長寿命化という聞こえのいい言葉を使って放置するような政策であってはならないと私は思います。

先ほども言いましたが、私は今年58歳になって、残りの人生はそれほど長いとは思っていません。だからこそ、その先までも責任の持てる判断をしていかなければならないと考えています。今がよければいいのではなく、この判断が後の町にどのような影響を残すのかをしっかりと見極めなければなりません。人口減少に歯止めをかけることは非常に難しいと考えますが、財政を安定させる方法は少なからずあると思います。人口減少によって衰退するより先に、財政の悪化によって衰退することだけは避けなければなりません。そのためにも、これからも財政にはしっかりと目を向けていこうと思いますし、今後の健全な財政運営に期待をして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の一般質問を終わります。

午前中の一般質問は終わります。午後の再開は、1時半まで休憩します。

休憩（午後 零時09分）

---

再開（午後 1時30分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

2番、高沢陽子君の登壇を許します。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） それでは、通告に従って質問させていただきます。1、災害時の避難誘導及び避難所運営について、2、野辺地町民生委員児童委員の成り手確保対策について、3、学校給食費無償化事業について、以上3点についてご質問いたします。

1について、①、地震や津波、風水害被害で避難が必要な場合、高齢者や体の不自由な方、病気で自宅療養している方々、妊婦や乳幼児の避難誘導について、誰がどのように誘導するかなどはどのように決められていますか。

②、避難所運営に関連して、プライバシー保護のため、着替え、授乳などのための個室確保は考慮されていますか。また、つい立てやテント、段ボールベッドなどはどれくらい備蓄していますか。

③、防災部署の女性職員を避難所担当として配置していますか。

④、原子力災害において、東通原発の発災時避難のために有戸地区の住民への避難訓練が行われていますが、2011年3月の福島第一原発の事故発生した際は、遠く離れた飯舘村が大きな被害を受けました。定められた区域だけではなく、避難すべき地域は野辺地町全域も含まれると予測されますが、今後検討する考えはありますか。

2について、①、全国的に民生委員児童委員の成り手が不足していると聞きますが、当町における充足率はどうなっていますか。

②、任務が多く、大変な仕事だと聞きますが、仕事の仕方や待遇に改善の余地があるのでしょうか。現状をどう認識されていますか。

3について、①、青森県が新設する学校給食費無償化等交付金制度が始まりますが、野辺地町でも今年度からの無償化実施に期待しています。具体的な中身についてお示してください。

②、今後の施策として、子供たちの健康のために給食の食材に無農薬、または低農薬のものを使用するよう要望します。そうした考えはありますか。

以上、3点についてよろしくお願いたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 高沢議員のご質問にお答えします。

初めに、災害時などで避難が必要な場合の高齢者や体の不自由な方、病気で自宅療養している方々、妊婦や乳幼児の避難誘導についてのご質問であります。災害発生時に誰一人取り残さないという考え方に沿って、避難行動要支援者など個別避難計画の作成に取り組んでおります。この個別避難計画の中に、誰がどのように誘導するかなどが記載されることとなりますが、現在は停電により生命の危険がある方などを最優先に作成しているところです。

計画を作成するためには、初めに行わなければならないのが取り残されるおそれのある方々を把握するための名簿づくりになります。町では、災害時避難行動要支援者のうち、優先度の高いものとして、停電により生命の危険がある方、これは生命維持装置などへの電力供給が途絶えた場合に、生命に危険が迫るおそれのある方になります。この方々と寝たきり等かつ周囲の方の支援があっても避難できない方で、洪水ハザードマップ上の0.5メートル以上の浸水想定区域に住所を有する方を選定し、計画を策定する方針としております。

これらについては、自治会長連絡会で自治会長の皆様に説明させていただいており、まずモデル地区を選定し、選定したモデル地区について、1つ目に自主防災組織を強化すること、2つ目に防災時避難行動要支援者名簿の整備を支援すること、3つ目に避難行動計画策定の支援をすることをお知らせしております。これらの支援によって、モデル地区を皮切りに、災害時避難行動要支援者名簿の整備を進めていきたいと考えているところであります。

次の段階として、個別の要支援者の元に向かう方の選定や避難の方法などを記載し、計画を整え

ていくことになります。また、妊産婦や乳幼児については、まずは自ら、あるいはご家族の助けを借りるなどして避難していただくことになりますが、状況に応じ、共助、公助が受けられるように関係機関におつなぎしており、対象となる妊産婦や乳幼児の把握は行っております。

いずれにいたしましても、障害のある方、高齢のため単独では思うような行動ができない方、妊産婦や乳幼児などを災害時に誰一人取り残さないことは大切なことですので、根気よく関係団体等と連携して計画の作成を続けていきたいと考えております。

次に、避難所運営に関連して、プライバシー保護のため、着替え、授乳などのための個室確保は考慮されているのかというご質問であります。町では避難所用プライバシー保護テントを200個保有しており、開設する避難所に搬送、設置し、使用する計画としております。大きさは、幅、奥行き、高さともに約2メートルで、素材は四方がナイロン製、天井はメッシュ製となっているもので、収納袋から取り出して広げると完成という、大人1人でも容易に設置できるタイプであります。また、これ以外に特別な個室環境が必要になったときには、学校の教室などを割り当てられないか、調整していくことになります。

次に、つい立てやテント、段ボールベッドなどはどのくらい備蓄しているのかというご質問であります。防災専用の備蓄としては、つい立ては仕切り用段ボールが25個、段ボールベッドは15個、このほか睡眠用のアルミロールマットが100個あります。屋外用のテントについては、イベント用テントなどを活用する予定であります。

次に、防災部署の女性職員を避難所担当として配置しているかというご質問ですが、この春防災管財課に配置した女性職員を避難所の指定や備蓄及び福祉避難所の主担当として当たらせているところであり。実際に災害に対応するときには、防災管財課は本部にいて統括的な業務を担当することが多くなります。避難所運営に就く職員については、当町の屋内避難所8か所のうち、今年度はその半数の4か所に初動対応の段階から女性職員を配置する計画となっております。

次に、原子力災害時に避難すべき地域の設定についてのご質問であります。まず配置関係を整理しますと、当町が目ノ越地区と東通原子力発電所の直線距離はおよそ40キロメートルであり、福島第一原子力発電所と飯舘村の直線距離とほぼ同じくらいであります。原子力災害に備えた防災対策を講じる重点地域の範囲は、以前は原子力発電所から半径8キロメートルから10キロメートルとされていましたが、東日本大震災の後は国際基準を参考にして、半径30キロメートルの範囲となっており、避難計画等もこれと同じ、おおむね半径30キロメートルの範囲で策定することになっております。

当町で重点地域に入っているのが目ノ越地区の一部になりますので、災害対策基本法に基づき作成している野辺地町地域防災計画の原子力対策編の中に対策を掲げ、毎年11月に県が主体となって実施される原子力防災訓練において、当町も連携して実施しているほか、目ノ越地区では地域と一

体となった独自の訓練も行っているところです。

議員の定められた区域だけではなく、野辺地町全域が避難すべき地域ではないのかというご質問ですが、発災に際し、様々な心配も出てくるところではありますが、まずは国、県の原子力災害に係る計画に沿って、重点区域の対策を行うことが肝要であると考えております。重点区域に入っている東通村やむつ市、そして当町の目ノ越地区の方々が国道279号などの主要道を通して避難してくることが想定される中、広域的な避難計画、県全体の避難計画に支障を及ぼすことがないように対応していく必要があります。したがって、現時点で当町全域を避難すべき地域に設定する考えはありませんが、引き続き、県や原子力関連施設に関係した市町村において、模擬訓練の実施、広域避難の課題分析、住民避難のシミュレーションの検証等を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、2点目の野辺地町の民生委員児童委員成り手確保対策についてお答えします。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職地方公務員であり、同時に児童委員も兼ねます。100年の歴史があり、民生委員法に基づき、自分の地域において住民の立場になって必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、公的なボランティアとなります。その人数は、地域の世帯数などにより定められており、当町では世帯数に応じて各自治会に1名から4名の配置となり、定数39名となっております。任期は3年間で、直近の改選は令和4年12月でした。現在3自治会で各1名、計3名の欠員が生じており、充足率は92.3%となっております。青森県全体の充足率91.9%は上回っていますが、全国の充足率は94.5%であり、議員のおっしゃるとおり、担い手不足は当町を含め、全国的な課題となっております。

その背景には、地域の高齢化により適任者が減少していること、役割や業務量を負担に感じている人が多いこと、高齢者の就労率が高くなり、適任者を探しにくいなどの問題があるほか、次の成り手がいないことで、一度民生委員になると何期か続けなければならない、これも重荷になっていると伺っております。しかしながら、住民の身近な相談相手であり、福祉サービスの橋渡しとなる民生委員の必要性は、これまでも増して高くなっております。

町では、様々な機会を捉えて説明やPRを行い、多くの人に声がけをするなど、民生委員の成り手を探しているところでもあります。また、町職員が現職の民生委員の皆様の定例会等に毎回参加することで相談しやすい場をつくり、解決につなげやすくすることや、民生委員に役割が集中しないよう、お願いする業務の内容を精査するなどして、少しでも民生委員の皆様の負担が少なくなるよう取り組んでいるところですが、欠員は埋まらない状況となっております。

厚生労働省では、民生委員の要件見直しをはじめとする制度の在り方そのものの検討を行うと聞いておりますので、町としましても民生委員の成り手が増え、活動の負担が緩和されるよう、国の検討内容を注視しながら町独自でも工夫をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

続いてのご質問であります学校給食費無償化事業については、教育長が答弁をいたします。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 3点目のご質問であります学校給食費無償化事業について、私からお答えいたします。

青森県では、令和6年度から小中学校給食費の全県無償化に向け、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金制度を創設し、子育て費用を支援することといたしました。高沢議員もご承知のとおり、町でもこれまで給食費無償化について議員の皆様からご質問並びにご意見をいただき、検討をしてきたところではありますが、継続的な財源確保の問題から実施に至っていない状況にありました。

町では、全国に先駆けた県の取組を大いに評価しており、このたびの交付金を活用して、10月1日から給食費を無償化する予定であります。具体的な中身についてであります。初めに県からの交付額は、令和6年度が10月から3月までの半年分で1,603万円余り、令和7年度は3,207万円余りが上限額となります。この金額の算出方法ですが、令和5年5月1日現在の児童生徒数に、県内市町村の給食費平均単価から、小学校では280円、中学校では310円、そして同じく給食提供日数も県内平均から、小学校で196日、中学校で188日を掛け合わせたものであります。

なお、児童生徒数には、就学援助対象児童生徒数は除くとされていますが、国からの交付税措置が町に行われていることによるものです。

町負担についてであります。先ほどの就学援助対象児童生徒数の負担分及び県の給食費単価と町の単価の差額分の負担を合わせて、おおむね1,000万円程度が町負担になるものと想定しております。

次に、子供たちの健康を守るため、給食の食材を無農薬または低農薬のものを使用してはどうかという要望ですが、給食センターには生の野菜類は全てJ A ゆうき青森から納品されております。また、6月から10月にかけては、野辺地葉つきこかぶをできるだけ使うようにしており、こかぶ以外の野菜も、可能なものについては野辺地産や青森県産のものが納品されている状況であります。さらに、米飯についても野辺地産米を使用しており、青森県学校給食会が外部機関へ検査を委託し、安全性や品質について確認しております。

無農薬または低農薬につきましても、納入単価や安定供給の課題がありますので、今後生産流通状況を確認しながら取り入れを検討してまいります。まずは地産地消の観点から、引き続き野辺地産や青森県産の地元食材を積極的に活用し、安全で安心な給食の提供に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君の再質問を許します。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 災害時の避難誘導及び避難所運営に関して再質問いたします。

ただいまの町長からの答弁の中、るる町でしっかりと計画を立てている、そして進めているということが確認できたと思います。強い地震で、津波警報発令時に避難所まで走れない人とか、高いところへ逃げろと指示が出る場合があります。そういう警報の中で、テレビなんかでも高いところへ逃げてくださいというような言い方をアナウンサーがしているのを聞いたことがあります。例えば野辺地町では、海の近く、馬門地区においては、その高いところというのはどこを指しているのか。訓練に参加しなかった人も、そのことを分かっているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

馬門地区は、去年9月15日に訓練もしたわけなのですが、高いところとはまず津波の浸水想定高さですけれども、4.5メートルとなっております。なので、基本的には5メートル以上の高さのところまではまず急いで上がって、あとはできれば馬門のスポーツセンターなどの避難所に行くようにということで周知はしています。これらについては、今各地区の自治会さんの総会などの時期に合わせて、各所回って説明するようにしておりますけれども、なるべく周知に努めて、とにかくそのときに図面もパワポで見せるようにしていますけれども、この辺ぐらいまではというのを図示した上で、5メートル以上の高さのあるところにまず逃げて、その地区の避難所、あるいは自宅が高いところであれば逃げてくださいということをしています。周知が始まったばかりで、まだ十分ではないと思いますけれども、これからも続けたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） ありがとうございます。野辺地町は、それほどというのか、大変大きい津波が来たとか、大きい災害がこれまであまりなかったので、全てこれからの大きい災害に対してはしっかりと備えていくということになるのだと思いますが、絶対来ないということは、最近考えにくいような状況も出てきておりますので、その辺の準備はしっかりお願いできればと思います。

これまで多くの避難所のニュース映像を見ると、大きな体育館に雑魚寝状態というのがテレビなんかでは見られます。期間が長くなるほどに、被災者の生活の質が問題になると思うのですが、安心して避難所で生活するため、居住の部屋を男女別に分けるとか、子供と妊婦、家族を別室にするとか、そういう配慮が必要ではないのかなと思います。そうした考えはありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） 避難の初期においては、まず避難所を開設したら、取りあえずそこに到達した方を受け入れてというところを中心にしてしますので、最初の段階では、まだ設営されたときは男女分けているわけでもなくて、配慮の必要な方、まだ受付の段階では振り分けていないと

思います。その次の段階で、運営スタッフが向かって充実してきた中では、最初に受付したときに希望などを聞いていると思います。その中で、男女を分けていたり、疾患を持っていたり、特殊な事情のある方については、先ほどのプライバシーテント、そのほかで分けていく、あるいはそこが学校である場合にはホールとか体育館だけではなくて、できれば教室のほうで離せる場所があるのかどうか、その辺で配慮したり、またペットを連れてきた方などについても同じように配慮していくと、こういうふうには2段階目に対応して、長くなるにつれ、ニーズというのがあると思うので、それに対応する計画としています。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） ありがとうございます。

先ほどの防災部署の女性職員を避難所担当として配置していますかという質問に、今年度から防災管財課で女性の職員1人配置していると。そして、ちょっと聞き漏らしましたけれども、室内で4か所を想定していて、女性を配置することになっていると聞きましたが、これはもう一回説明をお願いできませんか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

最初のほうについては、当課に春から来た職員が避難所の主担当となっているとお答えして、2つ目については野辺地町では屋内避難所というのが8か所あります。その8か所のうち4か所については、何かあったときに最初に向かう職員というのはもう決めてあります。班長さんと運営員というのを決めてはありますが、8か所あるうちの4か所は、もう最初から女性が向かいます。第1段階からいます。そこからは、町長答えていない部分になりますけれども、ここも長くなる、長くなるというか第2段階に入ったときには、避難所を統括する方は介護・福祉課長になるのですけれども、そちらを通じて、避難所運営スタッフに女性2名以上を配置するようにしていきます。最初は、割り振られた課の方が、例えば公民館であれば社会教育・スポーツ課が行ってしまうので、社会教育・スポーツ課の方に女性がいれば最初からいますけれども、次は応援する課がこの課になるか分かりませんが、女性の方が配置されるように回していくことになります。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） では、しっかり女性を配置しているということですが、気になることは、女性を配置はしていますが、計画あるいは実行の段階で、会議の中に女性が参加しているか、そして女性にしっかりと権限を持たせて、責任を持った決定ができるような、そういう体制になっているかということが気になるのですけれども、その辺のところの配慮はされているのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 計画の中では、避難所運営などにも、女性の方の意見を取り入れ

るようにはしております。ただ、実際に大きい発災などあったときには、職員の中でも被災します。職員が全員出られるわけでもない中で、いる中でどうなるかということ、男性のほうがやっぱり職員多いので、そのときに実際にいるかどうかはともかくとして、計画の中ではちゃんと意見反映は組んでいくつもりでおります。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 時代が、男性女性分け隔てなく対応しなければならないような、女性の意見もしっかりと尊重して、女性の避難者の要望もしっかり聞かなければなりませんので、引き続きその辺のところもよろしくお願ひしたいと思います。

そうしたら、④、原子力災害においてのところでございます。東通原発の発災時の避難について、町長から説明がありました。以前は、半径8キロメートルから10キロのところの人たちが避難対象だったけれども、東日本の後は半径30キロとなっているということで、目ノ越地区の一部が該当している、そういう理解でいいのですね、いかがですか。

○議長（岡山義廣君） 管理課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

重点区域という考え方でいうと、今お答えした内容になりますけれども、当町の目ノ越地区の北の一部については、東通原発が計画されたときから既にUPZというものに入っております、計画に入っています。なので、東日本大震災を境に急に扱いが変わったということではなくて、以前からそこら辺は防災のことを考えましょうという重点的な地区と指定されておりました。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 定められた区域だけではなく、避難すべき区域は、野辺地町全体も該当するのではないかということに対しては、今後国、県の計画に沿って考えていくというお話でした。

あともう一つ、六ヶ所村の核燃料再処理工場の本格稼働が近いという話、情報も聞いております。六ヶ所村のこの工場が稼働した後に、万一放射能漏れ事故が起きた場合の災害対応マニュアルなどはありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） こちらも東通原発以外の原子力関係施設の防災対策として、町長のお答えの中にもありました災害対策基本法に基づいて、野辺地町の地域防災計画つくっております。こちらの原子力対策編の中に計画されておりますので。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） それでは、大きい2番について再質問いたします。

民生委員児童委員の成り手の関係ですけれども、我が町は充足率92.3%だということで、県よりも数字が上回っておりますが、民生委員児童委員、委員の方々は非常に高いボランティア意識を持

って任務を引き受けてくださっていると思います。私も知り合いがいますので、話をしたことがありますけれども、中にはもう降りたいという声も聞こえておまして、その対策としてやはりもっと任務を軽くしたり、それから新しく委員になってもらう人に、働いている人でも、仕事を持っている人でも休日に参加するとか、それから世代交代がスムーズにできるような仕組みを、もうこれから考えていくべきではないのかなと思います。人口も減って、高齢化が進んで、なかなかやれる方というのは、これからも減ってくるような気がいたします。ですから、委員の希望者のほかに、看護とか保育、自治体の職員や教職経験者などの方々を登録しておいて、いざというときに願いますとか、そういう取組ができないものなのかなと思いますが、その件に関してはいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 課長、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

民生委員の成り手不足については、我々も非常に深刻に受け止め取り組んでおりますが、また3名の定員が埋まらないという状況です。我々町としましても、元町職員の方や、あと教職員退職された方、そして病院等にお勤めになっておられた方の情報を得まして、ほぼ全てにお願いをしてみました。もう何十人にも声がけをさせていただいて、お願いをしてくれているところですが、現状はなかなか変わらないという状況です。現に今民生委員さんをやっていた方々についても、元教職員の方や、あと元役場職員の方に多く担っていただいているという現状です。

我々も、地区にどのような方がいらっしゃるかに常に注意をして、いろいろな方からお話を伺って、私も直接ご連絡をして、お会いしてお願いをしているという現状であります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 大変苦労されていることよく分かります。ほかの市町村とかほかの地域の話聞きますと、年間の報酬を払っているというところもあると聞いております。野辺地町は、どうですか。無償でやっているのかなと思いますけれども、野辺地町の場合はいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

報酬というか、いろいろな管理費、電話代や、いろいろ交通費もありますので、その部分で民生委員さんにつきましては、県からの補助金と、あと町からの補助金ということで、全くの無償ではなく、そのような基本ボランティアではありますが、かかる活動経費の金額については、数万円を年度の後半に振込をしているということになります。その中身が、定例会の出席や研修会の出席だとか、そういう回数を年間記録して、その活動に応じた金額にはなりますが、基本の部分の固定した金額というものも、大体同じ金額、数万円ということになります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 分かりました。

それでは、次の質問に行きます。3番についてです。学校給食無償化がようやく今年10月から始まるということで、大変喜んでおります。ありがたいお話です。その具体的なスケジュールということも、今教育長からお話伺いました。スムーズに進んでいくことを願っております。

子供たちの食べる食材の関係ですけれども、地産地消ということをちゃんと考えて、学校給食会が外部に委託して安全審査をしているということも聞きました。引き続きお願いしたいところでございます。地産地消は、大変歓迎するものであります。これからも子供たちの健康に配慮した給食を提供していただいて、町にこういういいものがあるのだというようなこともお知らせしながら、おいしい給食、楽しい給食になるように、またやっていただきたいと思っております。

以上、要望をお伝えして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君の一般質問を終わります。

5番、五十嵐勝弘君の登壇を許します。

5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。5番、五十嵐です。私の質問は、指定管理鳥獣等対策についてであります。

令和4年度、全国で有害鳥獣による農作物の被害状況は、鳥類による被害額27億5,000万円余り、獣類による被害額は128億円余りに上っております。この中で被害額が大きいものは、鹿64億9,000万円余り、イノシシ36億3,000万円余りで、全体の6割強を占めております。鹿とイノシシは、国の指定管理鳥獣に指定されており、本年4月にはヒグマ、ツキノワグマの熊類がこれに追加されました。

昨年度、全国で熊の出没情報は、直近5年間で最多の2万4,000件余り、捕殺件数もここ十数年で最多の9,000頭余り、さらには人的被害も本年1月末で過去最多の218人となっております。人的被害は東北地方に集中し、秋田県と岩手県だけで被害者の半数を超えている状況です。また、熊類の個体数もここ20年で3割近く増加し、人間の生活圏を脅かし始めていると思われま。

今年度に入り、既に熊の目撃情報がニュース報道されており、町民の安全、安心を担保するため、町としても危機感を持って対策を講じていかなければならないと考えており、4点について質問させていただきます。

1点目、昨年度の当町の有害鳥獣による被害の件数と金額、その前年度と比較して増加しているかお伺いします。

2点目、昨年度の当町の熊の目撃情報の件数、その前年度との比較をお伺いいたします。

3点目、近年熊が住宅地に出没するといった事例も増えてきていますが、町民に対して熊出沒時の対応を広報や町ホームページで周知する考えはないか、お伺いいたします。

4点目、害獣駆除を担ってきた地元猟友会が解散し、駆除の要請を他町の猟友会に委託していると聞いておりますが、害獣が人を恐れず、住宅地等に出没する事案が増えている状況を見ると、町民が狩猟免許を取得し、対応に当たれる人材が必要と思われます。狩猟免許取得費用の助成をして、人材育成する考えはないかお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 五十嵐議員のご質問にお答えをします。

指定管理鳥獣対策につきましては、議員お示しのとおり、農作物の被害防止及び豚熱ウイルスの拡散防止等を目的として、鹿、イノシシ、また令和6年4月からは昨年度過去最多となる人身被害を出した熊が指定管理鳥獣に指定されたところであり、当町においても熊の目撃情報が年々増加していることから、対策を講じなければならないものと考えております。

議員ご質問の農作物被害件数及び金額につきましては、町で把握しているものではありませんが、令和4年度は被害報告もなく、令和5年度においては猿による食害1件、およそ9,100円の被害報告がありました。

次に、熊の目撃情報ですが、当町におきましては令和4年度の出没報告がゼロ件だったのに対し、令和5年度は2件の報告がありました。青森県全体では、令和5年度のツキノワグマ出沒数が1,133件と過去最多であり、急激に増加しております。

次に、町民の皆様に対する熊出沒時の対応方法の周知についてですが、熊出沒件数が過去最多となった昨年度から、青森県が発表するツキノワグマ出沒注意報、出沒警報の期間に合わせ、防災無線による定期的な放送での注意喚起、町ホームページによる出沒時の対応及び青森県ホームページへの誘導を実施しており、今年度においても先月の5月中旬から同様の対策を講じているところでございます。

次に、害獣駆除への対応人材についてですが、当町が作成している鳥獣被害防止計画による被害防止策を適切に実施することを目的とし、鳥獣被害対策実施隊を設置しております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、当町には猟友会がないことから、必然と実施隊を委嘱する猟友会は近隣市町村になってしまうのが現状であります。鳥獣被害により害獣駆除をするためには、猟銃等所持許可を取得してから狩猟免許を取得しなければならないため、1人当たり6万5,000円の経費がかかります。そこで、令和6年度当初予算に鳥獣被害対策実施隊の隊員確保を目的として、新たに狩猟免許及び猟銃所持許可取得に要する経費への補助金として3名分の19万3,000円を計上しており、現在要綱を制定し、町ホームページで周知をしているところでございます。

これらの対策により、町の1次産業の一つである農作物の被害を抑え、また有事の際には町民の

安心、安全を確保し、人身被害を事前に防ぐことで、住みやすい安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君の再質問を許可します。

5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 答弁ありがとうございました。

先ほど4点目の町長の答弁の中で、鳥獣保護対策実施隊、これホームページに載せましたと。私も見させていただきました。5月31日付、載っているのを確認いたしました。そこで、この実施隊についてちょっとご質問させていただきたいと思います。何点かございますので、1点ずつ質問します。

まず1点目ですけれども、隊員の確保人数は3人の予算を持っていると言いましたが、3名で想定しているという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

本年度は、3名分の予算を見ておりますけれども、3人だと到底足りる人数ではございませんので、年次計画で増やしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） このホームページ見ますと、この中で助成対象者は、令和6年度に新たに狩猟免許を取得した方、令和6年度という明記があるのです。これあくまでも単年度事業、もしくは継続事業、どちらにしていくおつもりなのかお伺いします。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 今考えているのは、今年度3名、そしてまた来年度当初予算に3名なりの予算を要求して、会員を増やしていきたいというふうに考えています。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） この育成事業助成金の内容、ホームページに5月31日に載ったものですが、今後ホームページだけでなく、広報等でも周知を図っていくお考えはありますか。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） ホームページを御覧になる方は限られていると思いますので、時期を見て、広報のスペースの関係もございしますが、お願いして、スペースが空き次第載せたいというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） この事業を申請し、狩猟免許を取得しても、すぐ現場に出るといったよ

うなことにはできないのではないかなと私は思うのです。この隊員のスキルアップをその後の段階でどのように進めていくつもりなのか伺います。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） まず、猟銃、鉄砲を所持したからといって、即戦力になるわけではございません。言葉悪い、撃ちっ放しといいますか、射撃場に行って練習を重ね、その結果を持って警察署に行って、銃の正式な許可をもらえるというふうになっておりますので、正式に取るまでは練習をしていただいて、腕を磨いていただくということになろうかと思えます。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 分かりました。それで、隊員の技術向上のために、経験のある町内在住の猟友会のOBの方や、近隣町村の猟友会メンバーの方々と交流の場を設けて、隊員が現場で自信を持って活動できるような仕組みづくりを考えてはどうかと私は思うのですが、いかがですか。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 野辺地町、今横浜の猟友会のほうにお願いしております。当然ベテランの方からの指示を仰がないと、当町にはなったとしても素人しかいませんので、ベテランの指示を仰ぎながら、横浜と連携を密にしながら、育てていきたいというふうに考えます。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） あと二、三点ほどご質問させていただきます。

交付要綱でちょっと触れられていないので、お聞きしますけれども、隊員の申込みの年齢、何歳から何歳ぐらいまでと考えていますか。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 今は、全国的に見ても若い方も増えておりますので、20歳から、年行ったとしても60から65歳ぐらいが限界かなというふうに思います。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、町のホームページに載っている助成対象者、③で、免許取得後に野辺地町鳥獣被害対策実施隊に加入する意思のある方という書き方をしているのですが、実際に交付要綱の中の交付申請では、加入同意書に提出が明記されている部分で、実質的には加入が義務づけられているという考え方になるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） おっしゃるとおりでございます、どこかの猟友会に所属しないと狩りはできないというふうな決まりもございますので、町の助成金なりで取った暁には、野辺地町の猟友会、あるいは実施隊のほうに加入していただくのが条件というふうになっております。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） ありがとうございます。

実施隊について最後の質問になりますけれども、実際に隊員が出動する機会があったと仮定して、そういうのは緊急の事態ということになろうかと思うのですが、年齢が若い方たちは、仕事を持っていたり、また比較的高齢の方になりますと、逆に現場の状況によっては体が思うに任せないといったような課題も出てくるような気がします。その辺については、対策考えておられますか。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） おっしゃるとおりでございます、有事の際には一般の町民の方、資格を持っているからといって、すぐ現場のほうに駆けつけることは不可能な場合も多いと思います。なので、今考えているのは、すぐ対応できる役場職員から少しずつ資格を取らせていって、町民の安全、安心を1分1秒でも早く確保するための対策として、役場職員を考えておりました。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） ありがとうございます。今役場職員を中心に実施隊を考えているとお伺いしました。

昨年北海道で、牛を襲うヒグマ、非常に話題になりました。通称OS018と言われているヒグマなのですが、地元の酪農家の方々が非常に不安になったというのは、特集の番組までできたというような事案がありました。このOS018ですが、ハンターによって最後には駆除されたわけですが、この仕留めたハンターというのは、猟友会所属の役場職員であったというふうに聞いております。

先ほどの実施隊のメンバーとして役場職員を考えているということであれば、できるならば猟友会を再結成できるような対策で、その中に役場職員がメンバーとして加わるような形を取っていただければと思います。その辺、どうでしょうか。町長のほうにお聞きしてもいいですか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答えします。

近年、もう日本中いろいろなところで熊の被害が大変だということで、私も野辺地町の猟友会、今なくなって、大変厳しいなと思っておりました。今課長が申しあげましたとおり、まずは役場の職員でもしやっていたら取ってもらって、行く行くは猟友会の再結成ということがやっぱり重要、すぐに動けるということは大切なことだと思っておりますので、それを目標にしてやっていきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） ありがとうございます。

あと、国では令和3年3月にクマ類の出没対応マニュアル改定版なるものを公表しております。熊の出没への備えや出没時の対応、熊類に遭遇した際に取りるべき行動等を示しております。せっか

くこのようないいマニュアルあるわけですので、町民の方々へ注意喚起を目的とした周知、広報、抜粋版でも構いませんので、ホームページなり広報で出していただければなと思いますが、その辺、どのようにお考えですか。

○議長（岡山義廣君） 上野課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

この対応マニュアルでございますが、令和3年に出されたやつで、ページ数にして125ページという厚いマニュアルになっていましたので、誰でも分かりやすい部分を抜粋して、ホームページ等で注意喚起していきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） ありがとうございます。ぜひ分かりやすく、コンパクトにまとめた形ものを周知していただければありがたいと思っております。

それから、今年2月に秋田県で熊が倉庫に入り込んで丸2日以上捕獲できないといった事案や、本来冬眠するはずの熊が真冬に目撃されるという情報が相次ぐなど、熊の行動範囲の広がりや生態が変化しつつあるように思われます。それから、6月3日付の新聞報道で、北海道奈井江町の猟友会が町からのヒグマ駆除の依頼を辞退したというような記事もございました。この原因、様々あるようでございます。今後猟友会の新たな人材確保や報酬の見直しなどを検討しないと、駆除する人がいない、熊の個体は増加し、住民の生命、財産を脅かすことになりかねません。当町においても、この突然の想定外の事態、これを見据えて対策を講じていただくようお願いして、要望して、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君の一般質問を終わります。

2時40分まで、10分間の休憩を取ります。

休憩（午後 2時27分）

---

再開（午後 2時38分）

○議長（岡山義廣君） 会議を再開します。

10番、大湊敏行君の登壇を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 10番、大湊敏行、一般質問を始めさせていただきます。

質問の1つ目、持続可能性分析レポートを踏まえた新たな施策について。民間有識者グループ、人口戦略会議が公表した令和6年地方自治体持続可能性分析レポートでは、当町を含め、およそ4割の自治体が最終的に消滅する可能性があることが示されました。人口減少に影響する出生率においては、昔から西高東低の傾向が明らかであり、西日本はコミュニティー機能が強く、地域で子育て

てをすることにもつながっていることが出生率に関係しているのではないかと指摘する専門家もおられます。また、子育て支援の施策が成功し、人口流入も出生も増えている千葉県流山市では、市内に子育て世代の交流の場として子育てサロンを数多く設けていることや、子ども・子育て政策に関する調査を行い、市長に意見を子ども・子育て会議を定期的実施していることが評価されています。これらの分析などを参考に、当町が早急に調査検討すべき新たな施策について、町の見解を伺います。

2つ目、次期教育振興基本計画の策定について。第3期野辺地町教育振興基本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画であり、今年度は現在の計画を基に次期基本計画の策定を進めていることと認識しています。学校教育分野、社会教育・スポーツ分野、歴史・文化・芸術分野と広範囲にわたる基本計画の策定に当たり、今年度4月から新たに就任された小野教育長におかれましては、これまでの経験を基に当町の教育行政をどのように進めていきたいと考えておられるのか、多くの町民が関心を持っておられます。重点的に取り組みたい施策や新たに取り組みたいと考える施策について、教育長の見解を伺います。

3つ目、町立図書館の利用者増に向けた取組について。当町の最上位計画であるまちづくり総合計画では、生涯学習の推進として、図書館の利用性の向上のため、インターネット蔵書検索や予約システム導入等の基盤整備に努めることとし、資料貸出人数を令和7年度7,500名と達成目標を定めております。しかしながら、最新の統計では、令和4年度の資料貸出人数は6,256名であることから、これまでの施策を検証し、利用者を増やすさらなる取組が必要であると考えます。さらに、毎年度実施している教育委員会事務の点検及び評価報告書では、成果が十分に上がらず、改善の余地が多いと評価される事務事業もあり、早急に取り組むべき課題ではないかと考えます。この点に関して町の見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 大湊議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、持続可能性分析レポートを踏まえた新たな施策についてのご質問ではありますが、分析結果では2020年から2050年までの30年間で若年女性人口が半数以下になる自治体数は、全体の4割に当たる744自治体であり、県内では当町を含め8割を超える35の市町村が該当しております。これらの自治体は、その後人口が急減し、最終的には消滅する可能性のある消滅可能性自治体と定義されております。また、東北地方の消滅可能性自治体の数は165自治体であり、率では77%に上り、数、割合ともに全国で最多となっております。

今まさに人口減少対策は待ったなしの状況にあり、国では人口減少問題を最重要課題の一つとして取り上げ、その対策として子育て支援策の充実を図るため、こども大綱やこども未来戦略、いわ

ゆる異次元の少子化対策を策定し、各種施策に取り組んでおります。

また、県においても、全国に先駆けて小中学校給食費無償化に向けて交付金制度を創設するなど、子育て日本一の青森県を目指し、支援策に力を入れているところであります。

当町といたしましても、国や県に歩調を合わせて子育て支援策を推進するとともに、町の自主財源により、子ども医療費の充実や保育料無償化を実施することとしております。今後は、町子ども・子育て会議や地域子育て支援拠点の充実を図るための検討に着手するとともに、現在策定中の第3期子ども・子育て支援事業計画においてアンケート調査を実施しておりますので、子育て世帯の意見を吸い上げて分析し、当町が取り組むべき課題や必要とされる施策について検討を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目、3点目のご質問には教育長が答弁いたします。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 2点目のご質問であります次期教育振興基本計画の策定について、私のほうからお答えいたします。

教育振興基本計画は、野辺地町まちづくり総合計画の下位計画として、教育分野の各施策を推進するための計画であり、現在の計画は委員ご指摘のとおり本年度をもって終了となります。そのため、本年度、小中高校の学校関係者、PTA、社会教育関係者等による教育構想検討委員会を組織し、令和7年度から令和11年度までの5年間の基本計画を作成することとしております。

議員ご指摘のとおり、人口減少が目に見える当町では、子供の数の減少も著しいことは周知の事実であります。今年度4月1日現在で小学生426名、中学生233名が在籍しておりますが、令和11年度には小学生274名、中学生196名と予想されております。これからの野辺地町を支え、つくっていく子供たちを大切に育てていかなければならないと考えております。その中で、個々に合った教育を提供するためにできることを考えております。

まず、学校教育において重点事項として考えていることをお話しさせていただきます。1つ目に、令和10年度供用開始予定の統合小学校新築事業基本構想がまとまり、5月28日に教育委員へご説明し、承認していただきました。この計画がスムーズに進行し、小学生が新たな充実した環境で学習に取り組めるように、進行状況を随時確認し、目標年度に統合小学校が新築されますよう努めてまいります。

2つ目に、特別支援教育に関して、当町は多様な教育ニーズへの対応がきめ細かいと感じております。多彩な教育支援の手だてが整っております。3期の教育振興基本計画でもインクルーシブ教育の充実が重点目標であったように、北部上北地域の中核となっております。不登校児童生徒への支援は教育相談室で、通常学級での学習にプラスして通級指導を週一、二回受けながら、学校生活を送る子供、障害のある子供たちが学ぶ特別支援学級、またどの形の教育が適切か、教育支援委員

会で個別対応しております。今後も入学予定の子供たちを含めて、ニーズに合った対応をしていくつもりです。私の専門分野を通して、医療的な面でのサポートが必要な子供に関しても、町としての体制づくりをしていきたいと考えております。

3つ目に、学力アップ及び授業充実のためにスクールサポーターや教育支援員、そして理科支援員等を継続配置いたします。現在国庫補助が1名、県費対応が1名、町の採用者が15名で、初等教育から手厚く手だてが行われております。これは、これからも継続していきたいです。

次に、新たに取り組みたい施策として考えていることをお話しいたします。1つ目に、学校、家庭、地域の連携、協働の推進による地域の教育力の向上のために、全国的に、また知事が発信した青森県教育施策の大綱にも挙げられておりますコミュニティ・スクールの導入をいたします。そして、地域学校協働活動の一体的推進を図っていききたいと考えております。現在も小学校、中学校とも、地域と様々な場面で連携協働し、教育活動を行っているところですが、コミュニティ・スクールは学校運営に関して委員が学校と一緒に考えて学校を応援する形のもので、小学校は統合を控えておりますので、統合時にスタートできるように準備したいと考えております。

2つ目に、教育DXの推進についてであります。各校における1人1台端末の配備と校内でのICT機器活用環境の整備は完了しました。次は、それをどう活用するかに焦点が移っております。児童生徒が授業や学校生活において情報活用能力を高めていくために、先生方の力量をアップすることが必要です。最近では、オンラインの研修やコンテンツが増えましたので、学校で得意な先生方に核となってもらい、情報提供しながら進めていきたいと考えております。また、校務DXの推進により、働き方改革につながるものと思っております。

3つ目に、確かな学力の育成につながるものとして、将来の自分を想像できるような異校種間の交流を考えております。小中高と将来の自分の姿が想像できる体験です。小学生は小学生なりに、中学生は中学生なりに、未来に向けて何が必要か、そのために何を勉強していかなければならないのかに気づかせ、自ら学び、勉強が好きという児童生徒を増やしたいという思いがあります。

また、社会教育・スポーツ分野において、2026年の国民スポーツ大会では、ハンドボール競技が当町と青森市で開催する予定でありますので、無事安全に行えるように準備、運営に当たります。

なお、部活動の地域連携に関しては、国の部活動地域移行の流れに従いながら、野辺地町ができることを進めていくことになると考えております。

いずれにいたしましても、次期計画では現計画の基本目標である「郷土をますます愛し育む「人財」を育てる」を踏襲し、学校、家庭、地域、関係機関、団体を連携しながら、教育は人づくりという視点に立って、各施策を積極的に推進していきたいと考えております。

続いて、3点目の町立図書館の利用者増に向けた取組についてお答えいたします。初めに、これまでの図書館の資料貸出人数についてご説明いたします。令和2年度は6,473人、令和3年度が

5,324人、令和4年度が6,256人となっており、令和2年度以降減少傾向にありました。1つの要因として、新型コロナウイルス感染症の影響で生活様式の変化が一部図書館離れにつながったのではないかと推測しております。

町立図書館では、利便性向上のため、令和4年度の新しい図書館システムの導入を機に、町のホームページ内にあります図書館のホームページも新しくしました。図書館のホームページでは、これまでの蔵書検索、新着図書や行事案内に加え、貸出しランキング、開館日のお知らせ、購読雑誌の一覧を掲載しております。また、利用する方が自分で文字の大きさや背景の色を変えられるよう、アクセシビリティに対応したものとなっております。さらに、広報のへじの中のとしょだよりに掲載しておりますQRコードにより、スマートフォンなどからも利用可能となりました。

新しい図書館システムでは、これまで把握が難しかったアクセス数が多い時間帯、曜日ごと、ページごとの各数値を把握できるようになりました。参考までに、令和5年度のアクセス件数が一番多かったのは蔵書検索であり、年間では3万6,544件、月平均3,045件でした。

資料の貸出し、持ち出し期間については、これまで図書とそれ以外で別々に設定しておりましたが、令和6年4月から2週間に統一し、利用者の利便性の向上に努めているところであります。そのほか、読書に親しむ機会として、令和5年度には県内で創作活動をしている作家を講師に招いた読書講演会を行いました。参加者からは、創作活動の様子や本ができるまでの編集者とのやり取りを知ることができ、興味深かったなどの声が寄せられていることから、令和6年度も開催を予定しております。

引き続き、図書館機能を維持するための基盤整備を進めつつ、議員からご指摘がありました教育委員会事務点検及び評価報告書にある改善の余地が多いとされる事務事業についても、町ホームページから容易に図書館ホームページにアクセスできるようにするなど、利便性の向上や利用者の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の再質問を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 1つ目の質問であります持続可能性の分析レポートに関して、2人の有識者による対談記事を載せた月刊雑誌があります。そこには、出生率向上の背景には、地域での子育て支援があり、地域の努力が大きく反映されるとあります。さらに、自然減に関しては、自治体ごとに有効な対策を打つことには限界があり、新しい形の地域連携、サービスや施策により、相手方を変える地域連携が必要になる。そのために有効となる手段が自治体のデジタル化であります。地域の情報やノウハウがその地域だけで囲い込まれず、横連携で共有されることにより、人口減少対策に新たなアイデアが生まれるのではないかと述べられておりました。

野辺地町に関して、自治体情報をこれまで以上にオープン化する、これまで以上に積極的に広報するお考えはないでしょうか。現状で十分であるとお考えでしょうか。お考えを伺います。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

町の広報広聴の事業のことかと思いますので、私のほうから回答いたします。現在SNS等を使った広報配信としては、ホームページ等でやっておりますけれども、今後新しい担当として総務課に情報政策担当を設けましたので、その中で今後新たなSNSによる広報等が可能なかどうか検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 情報の発信により町に関する問題意識を共有し、地域再生の鍵とされる住民の政治参加を促す仕組みづくりが全国の自治体で始まっています。デシディムという手法を使い、パブコメを充実させるために、それに先立って住民と対話する仕組みをつくり、効果を上げている自治体、また住民が自ら予算編成の一部に関わり、その意思を反映させる参加型予算と言われる仕組みをつくっている自治体もあります。これらの取組は、コミュニティー機能を強化させる仕組みでもあり、この人口減少対策の1つ、2つになるのではないかと考えます。当町でも取り入れられる施策を調査検討し、実現していく必要があると考えますが、その点に関してご答弁をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊君。通告に関連のないものは、質問は遠慮してもらいたいと思いますので、変えて質問するようにお願いします。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、一般質問のこの質問要旨の中に、コミュニティー機能が強くなければいけないという、そういう観点から今の質問をしましたがけれども、それでは別の質問に入ります。

流山市の事例を紹介いたします。子育てサロン、交流の場を設けています。親子で参加できるイベントが多数あり、手遊びや絵本の読み聞かせ、リトミック、ヨガ等、転勤、移住された子育て家族を孤立させない試みが積極的に行われております。野辺地町では、このような交流の場はどれくらいあるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 質問にお答えいたします。

当町におきましては、子育て世帯が交流する場といたしまして、地域子育て支援拠点というところがございまして、町に2か所ございます。1か所が民間の保育所に委託して実施しておりまして、もう一つは児童館で実施しております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 積極的に広報をお願いしたいと思います。

それから、子ども・子育て会議です。この流山市では1年に5回程度開催しておりまして、メンバーは14人中5人程度は一般市民、個人が3名、NPO法人代表が2名というメンバー構成になっており、会議録をホームページ上に公開し、情報提供しています。野辺地町の子ども・子育て会議のメンバー構成等どうなっているか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

当町の子ども・子育て会議の構成メンバーですけれども、保育園の関係者であるとか、あとは小学校、中学校の関係者、それから有識者などになっております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この会議で出た意見を町長に届けるというような仕組みはありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

この会議で審議していただくのは、町の保育の関係のことであるとか、子ども・子育て支援事業計画に関するものとかご意見をいただいております。そちらでいただいたご意見は、最終的には町長決裁のときにお知らせするようにしております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 当事者の声をたくさん取り上げる、拾い上げるというのは、とても大切だと思っています。そして、流山市では子ども・子育て会議から派生して、現在こども会議というのを昨年度から始めております。小学校5年生から高校3年生まで構成メンバーで、大学生にファミリーテーターをしてもらい、子供たちの意見をまちに届けると、まとめて届けるという仕組みがあります。野辺地町でも、いずれ町のこども計画をつくることになるとは思いますけれども、このこども会議を設置するお考えはありますでしょうか。現在、先ほどの答弁でも次期支援計画ではアンケートをするという答弁がありましたが、アンケートだけではなく、直接対話で声を拾う、そういうこども会議を設置するお考えはありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

今現在野辺地町にはそのような会議はないのですけれども、町長答弁にもありましたように、今子育て世帯にアンケート調査を実施しておりますので、そういったアンケートの中に、そういうふうな回答とか、そういったものがございましたら、今後設置を検討したいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 子育て世代、それから子供、それらの当事者から直接お話を聞くというのは、私はやるべきことではないかと思っています。二元代表制の一翼である議会としても、独自に子供や子育て世代の声を拾い上げる、そういう仕組みを制度化する必要があるとも考えています。議員の皆様、実現に向けて共に活動していきましょう。

2つ目の質問に入ります。3月まで教育長が勤務されておりました黒石高校のホームページを見ました。令和3年度からコミュニティ・スクールを導入しているとあります。国でも、このコミュニティ・スクールの導入を進めているのでありますけれども、国の資料には幾つかの効果が記されています。学校と地域がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築できた。学校教育に対する住民理解が深まり、現状や課題を踏まえた議論が可能で、学校を核とした地域づくりにつながっている。それから、教員の超過勤務時間が減少している。そのような効果が記されています。

教育長、黒石高校、実際コミュニティ・スクールで運営されておったと思うのですが、このコミュニティ・スクールの利点、それから逆に欠点などございましたら、お聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 今黒石高校のことについて伺いましたので、高校の話をしませんが、町とすれば小中学校ですので、一緒に考えられないというところがあるかもしれません。ちょっと通学範囲等も、高校の場合はかなりの広域から通学してまいりますので、同様に考えられないところがあるということをお聞きをいただきたいと思います。

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置した学校のことです。これまで学校には、今現在これを導入していない学校には、学校評議員制度というものがああり、黒石もこれを導入した令和3年度は両方あったのですが、代わるものということで、私は4年と5年と勤務していたのですが、4年度からは一本化ということで、コミュニティ・スクール、学校運営協議会一本にいたしました。

コミュニティ・スクールというのは、学校運営に関して、先ほどもお話ししましたが、委員と学校と一緒に考えて学校運営をしていく、それから支援を協議していくという機関なのです。県立学校のモデル校として、令和3年度に初めて導入されたのですが、役割とすれば校長が学校運営計画というものを作成するのですが、それをお示しして、それを承認していただくのです。まず、学校でこういうふうに行っているという、こういうふうに行うのですよということを承認していただきます。そして、学校運営に関して、委員の皆様から意見をいただいております。会議は、年に3回ほどやっておりました。学校運営に関して理解していただくのですが、その中に熟議テーマというものを設定して、委員から意見を求めておりました。その熟議テーマは、黒石の場合は地域人財の育成についてという熟議テーマにしておりまして、特に私が着任していた4年度、5年度というのは、県教委のほうから各学校グランドデザインの作成を求められていた時期で、その学校

の強みは何で、ここの学校はどういうふうに進んでいくのかというところをつくる段階だったので。そのときに、学校だけでそれをお話するのではなく、話し合っただけで決めるのではなくて、地域の方からも意見を聞いて、地域の方、校外の方々からも広く意見を聞いて、それをスクールミッション、スクールポリシー、グラウンドデザインというように生かしていくようにという指示がありましたので、委員の皆様にご協力いただきました。

それから、昨今の大雨とか地震に備えて、避難訓練を地域とできないかということとその会合でちょっと呼びかけたところ、2年間にわたって地域と一緒にやることができましたし、特に昨年は市の防災訓練の会場として大々的に防災訓練を行いました。生徒全員が参加して、大きな教育効果を得ることができました。

また、熟議テーマをずっと変えなかったのです。3年間、令和3年からずっと変えなかったのですが、それは広く地域の人財として捉えて、いろんな意見をもらう。スポットを当ててしまうと、そこだけになるから、広いメンバー、いろいろな方々がメンバーになっておりましたので、広く意見を取るために、地域人財、高校3年で人財は育成できないのではないかというご意見もあったのですが、そんな簡単に人財というのは3年間でできるわけがないから、それはもう卒業して社会に出てから、また、戻ってくる人も人財だからというような考え方でいこうということで、いろんなご意見をいただきました。その方々、委員のメンバーの皆さんの専門の分野とか、知っていることからいろいろとお話ししていただきました。学校の困り事というのを伝えて、委員から広く意見をもらえたというのは、すごく助かったと感じているところです。

それから、普通科のほかに専門学科が2学科ありましたので、その学科の学習活動へ地域の人財を活用するというための糸口を紹介してもらって、助けられたということもあります。本当にありがたい応援者で、持続的な応援者で、また学校という狭いところではなくて、広くいろんな方がいらっしゃいましたので、自分にはない視点で意見をさせていただきました。学校と地域を共によくしようと一緒に考えてくれる人たちで、本当に私は感謝しておりました。また、地域人財を広く活用した教育活動が展開可能になったという利点がありました。

マイナスの面は、あまり言うところとちょっとあれなのですけれども、マイナスの面は人材を見つけるのがすごく大変だったということは挙げられます。どういう方に委員をお願いするのかというところは、どこの学校も大変だったということは言っておりました。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 地域の活性化にとって、コミュニティ・スクールの考え方、私は必要だと思っています。経験を積まれた教育長におかれましては、リーダーシップを存分に発揮してコミュニティ・スクール実現していただきたいと思っています。

マスコミの記事をちょっと調べたのですが、前任の黒石高校では地域の問題解決、課題対応を高校生が自ら考え、まとめ、中学生にその研究成果を説明する場を設けたという記事がありました。先ほどの答弁でも、小中高の交流を重視していきたいという答弁ございましたけれども、実際に黒石高校で行った取組、よい取組であると思います。当初の狙いや成果などをお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 今また黒石高校の前職の現場のことでお伺いありましたけれども、町政に対しての、町に対しての質問をしてください。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ちょっと質問を変えます。

昨日の教育長の就任挨拶では、学ぶことの大切さについて触れられておりました。子供から高齢者まで生涯を通じて学ぶ生涯学習についてどうお考えであるのかご見解をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 生涯学習というと、生まれた子供からずっとということと考えますと、私は町に戻ってきてまだ数か月ですが、その中でもすごく感じていることは、まず図書館で行っているブックスタート、ちっちゃな子供に対して、まず図書、本を読み聞かせるという、そういう取組もしておりますし、もちろん子供会もありますし、スポーツ少年団とかスポーツ協会もありますし、町で非常にいろんなことに取り組んでいるという、これを子供が今度少なくなって、だんだん人数が少なくなってきているというところがすごく困っていると、どの会合に出てもみんなそのお話をなさるのです。子供が少ないのは、もう現状どうしようもできませんので、そのやっている活動の火を消さないように、何とかしていけないかなということを私は考えております。

あと、もちろん高齢者に関しては、私は公民館におりますので、お琴が聞こえてきたり、尺八が聞こえてきたり、踊り、ダンスの音楽が聞こえてきたりとか、いろいろ町民の方々が生涯学習に取り組んでいる。調べたり、読んだり、勉強したりではなくて、体を動かすほうのものも取り組んでいるなということを感じておりますので、それもちょっと継続できればなというのが、見解というと、これらの火が消えないでずっと行きたいなと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 3つの分野の中の最後の歴史・文化・芸術分野について答弁がなかったようなので、この点に関しても少しお話を伺いたいです。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 私、ちょっと伝統文化ということで、祇園まつりについてお答えしたいと思います。

これに関しても、先日観光協会の方が参りましたけれども、人口減とか少子化の影響で引き手が少なくなったとか、祭典部自体が参加を取りやめたというお話を聞いております。近隣の町村でも、

祭りの存続のために中高生の参加への配慮を強く求められております。そのため、これまで私が勤務してきた学校での経験であれば、町内会から正式な依頼があれば、公認欠席ということで、欠席にしないという形で参加させてきておりました。

ただ、これは秋祭りが多くて、学校がある日にお祭りがあったということからなのです。その点、野辺地町のお祭りは夏休み中ですし、先ほど申し上げた欠席にするとかというような心配はありません。むしろ夏休み中であれば、祭りに親しめる期間であり、そして野辺地の祭りというのは昼間の運行もありますので、野辺地町は子供が参加するにはいい条件のお祭りだなと、私はこれまでずっと思ってきました。これは、今だけではないです。ずっとよその町村に行っても、野辺地町はお昼で健全で、いいなとずっと思っておりました。今後もっと参加してもらうために、小中学生のほうに夏休みの前に働きかけていければなどは思っております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町の教育行政に新しい風を教育長から吹き込んでいただきますよう、ぜひよろしくお願いいたします。

最後の質問に入ります。図書館の業務改善の点ですけれども、まず広報活動の見直しが大事だと思います。答弁でもありました図書館のホームページと町のホームページの連携、これが不十分ではないかと思います。町のホームページの中にあるフェイスブックに記事を載せるなど、図書館のPR、広報活動を充実させる、ぜひやってほしいと思います。

それから、世代ごとの図書館だよりを紙媒体ではなく、ホームページにも載せたらどうでしょうか。広報のへじの図書館だよりを文字でなく視覚に訴える記事にがらっとデザインを変えてみるということもいかがでしょうか。それから、図書館では以前からX、旧ツイッターをやられておりますけれども、これもフォロワー数それほど増加しておりませんので、思い切って町のフェイスブックに移行していくということも考えられると思いますが、この点に関して、少し今後どのように進めていきたいと考えておられるのかお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 社会教育課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） ただいま大湊議員からのご質問にお答えします。

広報のへじで言えば、図書だよりというものを毎月のように広報のへじの中に掲載しております。その中には、図書館のイベントとか講演会とか、様々な新着情報も含めて、紙媒体として掲載しております。議員ご指摘のように、ホームページのほうには、図書館のホームページまで行くにちょっと時間が、ある程度カテゴリーを経過してから図書館のホームページに行くことになっておりますので、それを一括で行けるようなシステムづくりにしていきたいと考えております。

なお、ホームページのお知らせ部分についても、これからどんどん掲載してまいりたいと思いま

す。

あと、フェイスブックのほうも、後々進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 図書館のホームページをちょっと見てみますと、蔵書の検索はできるのですが、そこで予約や新書のリクエストができない現状ですけれども、これもできるようになればいいのではないかなと考えております。いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 図書の予約システムの導入に当たっても、今の図書館のホームページ内で可能かと思っておりますので、今後推進していきたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それから、図書館に足を運んでもらうために、館内の案内とか、特設コーナー、今新書を並べておるのですが、そういうような特設コーナーなんかもホームページに載せて、図書館への来館を促す取組をしてはいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 図書館の内部では、特設コーナーもありますけれども、様々なイベントの情報も掲載しております。ちょっと分かりにくいところもありますので、整備も含めて図書館内部もリニューアルするような形で検討したいと思っております。

なお、特設コーナーに関してもホームページにアップするよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 次は、県内の公立図書館との連携について少し伺います。

現在共通利用券を取得すると、当町以外の図書館でも利用できる、借りたり返すということが出来るかと思っております。そこで、ちょっと1つ質問ですけれども、例えば当町で借りて、他の市町村で返すということはできるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） ただいまの質問の中で、共通利用券のことでの質問かと思っております。共通利用券というのは、青森県内どこでも図書館などで一定のサービスを受けられるということになっておりまして、例えばですけれども、一例を挙げると、青森県内にいる個人が例えば野辺地町の図書館で利用券の発行を受けます。それで、その方が例えば青森市とかに行き、青森市の図書館で本を借りることはできます。その利用券を使えばできます。ただし、その方が本を返す場合は、その本人が青森市の図書館に行き返す形になります。よろしいでしょうか。

ただし、青森市のほうに通勤、通学している方が青森市で本を借りるとなった場合は、その証明

書、通学、通勤している証明書があれば、本を貸してもらえということもあります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それから、別の自治体の図書館ホームページを見ますと、共通利用券がなくても借りられるという上十三・十和田湖広域定住自立圏構想図書館相互促進事業という記事が載っておりました。これは、上十三地域限定になると思うのですが、共通利用券がなくても借りられるということであると思うのですが、この辺の情報提供をすべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 上十三・十和田湖広域定住自立圏の中で貸出券の発行はしております。これは、資料の閲覧とか個人の貸出し、そういったものになってくるのですけれども、先ほどの例で言えば、例えば野辺地町ではない人が野辺地町の図書館に来て本を借りたいとなった場合に、町の図書館で貸出券の発行はできます。ただし、本を借りたら、またその方が野辺地の図書館に来て返す形になります。よろしいでしょうか。

この件につきましても、今後広報の仕方について検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それから、野辺地町民は青森県民でもあります。青森県立図書館のサービス、これも町民が利用できることを情報提供すべきではないかと思ひます。まず、遠隔地返却サービスというのがありまして、これは県立図書館で借りて野辺地町で返せる、そういうサービスです。それから、電子書籍閲覧サービス、これは自分のパソコンやスマホで県立図書館のホームページから電子書籍を読めるサービス、こういうサービス、県立図書館のホームページに載っております。この辺りも積極的に情報提供すべきではないかと思ひますが、いかがでしょう。

○議長（岡山義廣君） 社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） ただいま大湊議員からお話ありました件は、県立図書館の利用に関することですので、町も利用に当たっては、町民から要望があればそういうふうにしていきます。積極的に広報ということであれば、今後図書館の職員ともちょっと協議してから検討したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 新たな図書館イベントの提案をします。これは、ビブリオバトルというものです。「人を通して本を知る。本を通して人を知る」というのをキャッチコピーに、誰でも開催できる本の紹介コミュニケーションゲーム。全国の公立図書館や民間書店、教育機関で開催されて

おります。その中で、子供たちの読書の幅が広がった、聞き手や場面に応じた話し方、適切な語句の使い方を学ぶことができた、表現力やコミュニケーション能力が鍛えられたといった成果が出ているようです。当町でも同世代間、他世代間、様々なビブリオバトルを開き、本との出会い、人との出会いを促す取組が大切だと思いますが、この図書館イベント、新しいイベントについてどうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） ビブリオバトルですか、これから検討してまいりたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 公立図書館は、住民の教育や文化の発展に貢献することを設置目的とし、住民が文化的な生活を楽しめる場であるとともに、近年は第三の居場所としての役割としても注目されています。野辺地町立図書館もその役割を十分に果たせるように、思い切った業務の見直し、それから充実した活動を求め、私の一般質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時36分）